

第3期
坂町子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和7年3月

広島県 坂町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
（1）計画策定の背景	1
（2）こども家庭庁について	2
（3）こども基本法について	2
（4）児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について	3
2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方	4
（1）子ども・子育て支援法改正について	4
（2）基本指針について	5
（3）計画の位置づけ	6
（4）計画の期間	6
（5）計画の対象	6
3 策定体制	7
（1）「坂町子ども・子育て会議」による審議	7
（2）ニーズ調査の実施	7
（3）パブリックコメントの実施	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況	8
1 本町の状況	8
（1）人口の状況	8
（2）自然動態の現状	10
（3）世帯の状況	11
（4）女性の就労状況	12
（5）子どもの状況	13
2 子育てに関するアンケート調査結果の概要	15
（1）調査概要	15
（2）結果概要	16
3 第2期計画の進捗状況・評価	27
（1）地域における子育ての支援	27
（2）親と子どもの健康の保持及び増進	28
（3）子どもの教育環境の整備	30
（4）子育てを支援する生活環境の整備	32
（5）支援を必要とする児童への取組の推進	34
（6）子どもの貧困対策の推進	36

第3章 事業量の見込みと確保方策	37
1 教育・保育提供区域の設定	37
2 教育・保育給付	37
(1) 保育認定	37
(2) 教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容等	38
3 地域子ども・子育て支援事業	39
4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	49
第4章 計画の基本的考え方	50
1 計画の基本理念	50
2 計画の基本的な視点	50
3 施策の目標	51
4 計画の体系	52
第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進	53
1 地域における子育ての支援	53
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	53
(2) 子育て支援のネットワークづくり	53
(3) 子どもの健全育成	54
(4) 地域における人材活用	54
2 親と子どもの健康の確保及び増進	55
(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	55
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	56
(3) 食育の推進	57
3 子どもの教育環境の整備	58
(1) 次代の親の育成	58
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	58
(3) 家庭や地域の教育力の向上	60
4 子育てを支援する生活環境の整備	61
(1) 良質な住環境の整備	61
(2) 安心して外出できる環境の整備	61
(3) 職業生活と家庭生活の両立	62
(4) 幼児教育の充実	62
5 支援を必要とする児童への取組の推進	63
(1) 児童虐待防止対策の充実	63
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	64
(3) 障害児施策の充実等	64

6	こどもの貧困解消に向けた対策の推進	66
(1)	生活や教育の支援	67
第6章	計画の推進	68
1	ニーズに基づく適切な事業の展開	68
2	関係機関との連携強化	68
3	住民の参画や地域との連携	68
4	P D C Aサイクルによる推進・管理体制	68
資料編		69
1	坂町子ども・子育て会議条例	69
2	坂町子ども・子育て会議委員名簿	71
3	用語解説	72

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1)計画策定の背景

平成24(2012)年に成立した「子ども・子育て関連3法」(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)を受け、各自治体で第1期の「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」が取り組まれました。

平成30(2018)年には、全ての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要であるとして、「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正」に伴い改正された基本方針に基づき、第2期子ども・子育て支援事業計画が策定され、各種取組が進められました。

令和2(2020)年5月には第4次となる「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」を実現するため、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」、「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」、「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」、「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」、「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」の5つの基本的な考え方にに基づき、国は令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくこととしています。

令和3(2021)年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」するための「新たな司令塔として、こども家庭庁を創設」することが示されました。

さらに令和5(2023)年1月には「異次元の少子化対策」として「児童手当など経済的支援の強化、学童保育や病児保育」、「産後ケアなどの支援拡充」、「働き方改革の推進」などが掲げられ、令和5(2023)年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

このように、目まぐるしく変化する子ども・子育てを取り巻く環境を捉え、本町の子育て環境の一層の向上のために、これまでの施策・取組を継承するとともに、更に充実を図ることを目的として、「第3期坂町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

(2)こども家庭庁について

令和4(2022)年6月に、「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」が成立、公布され、令和5(2023)年4月1日に内閣府の外局として「こども家庭庁」が発足しました。

厚生労働省の子ども家庭局、内閣府の子ども・子育て本部などが中核となり、これに伴い、保育所と認定こども園の所管も厚生労働省と内閣府からそれぞれこども家庭庁へ移されました。

(3)こども基本法について

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として、令和4(2022)年6月15日に成立し、令和5(2023)年4月1日に施行されました。

「こども基本法」では、国の責務や体制のみならず、地方公共団体の責務や市町村こども計画の策定の努力義務についても明記されています。

■こども基本法（市区町村に関わる部分の一部抜粋）■

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県こども計画等）

第10条第2項 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第10条第5項 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（設置及び所掌事務等）

第17条 こども家庭庁に、特別の機関としてこども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

第17条第2項第1号 こども大綱の案を作成すること。

(4)児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)について

「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)は、世界中すべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約で、平成元(1989)年の第 44 回国連総会において採択され、平成2(1990)年に発効しました。日本は平成6(1994)年に批准しています。

子どもの権利条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなく、子どもも「ひとりの人間として人権(権利)をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているというのが、子どもの権利条約の特徴です。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

■子どもの権利条約の4つの原則■

	2 差別の禁止(差別のないこと) すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
	3 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと) 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
	6 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること) すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
	12 子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること) 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

参照:公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方

(1)子ども・子育て支援法改正について

令和6(2024)年6月5日に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。今回の改正は、令和5(2023)年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」に沿ってまとめられています。

改正内容は、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」、「子ども・子育て支援特別会計(こども金庫)の創設」、児童手当等に充てるための「子ども・子育て支援金制度の創設」とされています。

■改正の概要■

1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策	
	(1)ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
	①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする抜本的拡充を行う。 ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。
	(2)全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
	①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)を創設する。
	②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設する。
	③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
	④教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)。
	⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
	⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
	⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
	⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。
	(3)共働き・共育での推進
	①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
	②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。
2 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設	
	こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。
3 子ども・子育て支援金制度の創設	
	①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②(*)に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
	②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
	③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
	④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、(*)に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。 (*)を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

参照:「令和6年6月21日 第179回社会保障審議会医療保険部会 資料5」(こども家庭庁)

(2)基本指針について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)を踏まえ、令和4(2022)年4月には「子ども・子育て支援法」が一部改正されたのに伴い、市町村計画における任意記載事項が追加されました。合わせて、地域子ども・子育て支援事業に新事業が創設されました。

さらに、令和6(2024)年9月30日に、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)が一部改正されました。

■基本指針の改正で追加された任意記載事項■

①「関係機関の連携会議の開催等」の追記
②「関係機関の連携を推進する取組の促進」の追記

■地域子ども・子育て支援事業の新事業■

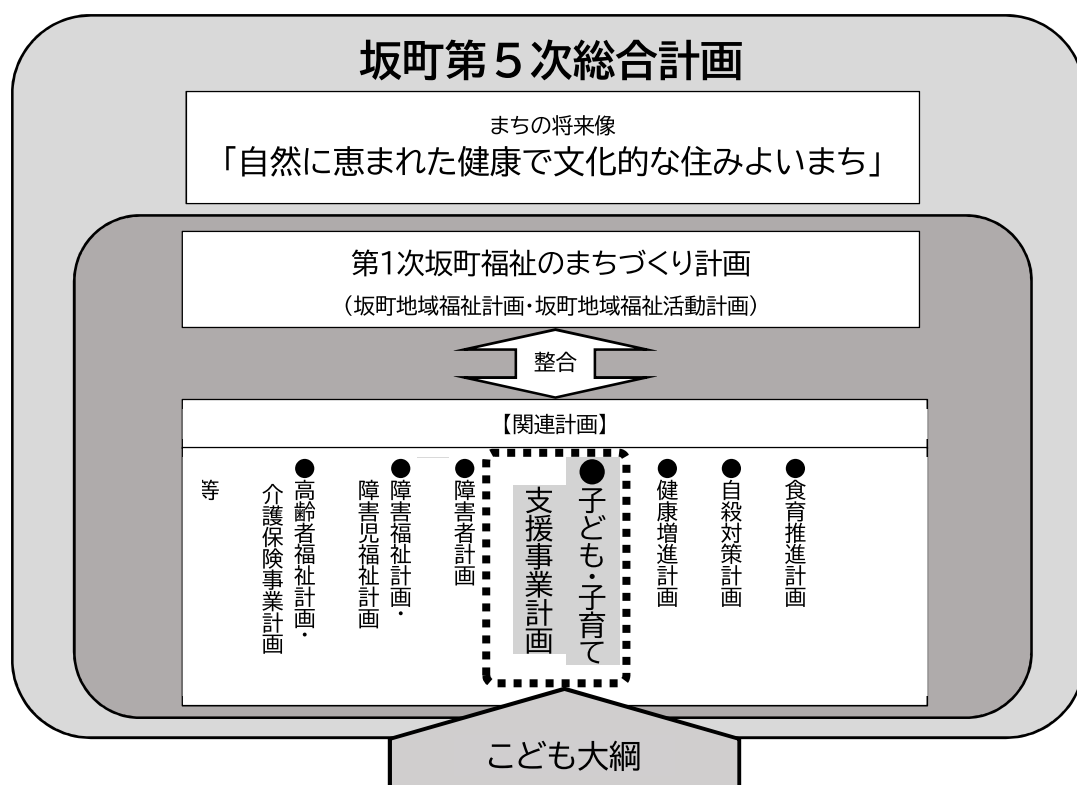
事業	対象者等
児童福祉法改正による新事業	
子育て世帯訪問支援事業	①保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者 ②食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者 ③若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦 ④その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者(支援を要するヤングケアラー等を含む。)
児童育成支援拠点事業	①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者 ②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者 ③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者
親子関係形成支援事業	①保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者 ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者 ③乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者
子ども・子育て支援法改正による新事業	
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。(令和7(2025)年4月1日施行)
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育園等の利用条件を緩和し、保護者の就労状況を問わず、0歳から2歳の未就園のこどもを預けられるようにする制度で、月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園を可能とする事業です。令和7(2025)年4月1日に地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8(2026)年4月1日から給付化されます。
産後ケア事業	産後も安心して子育てができるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援体制を作るもので、病院・助産所の空き病床を活用する宿泊型、日中來所した利用者を対象とする通所型、通所型(短時間)担当者が自宅まで出向く訪問型があります。 (令和7(2025)年4月1日施行)(令和6年度までは母子保健法に基づき実施)

(3)計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針に定める計画の作成に関する事項に基づき策定するとともに、こども基本法やこども大綱の趣旨を踏まえて策定します。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」も含めた計画とします。

本計画は、まちづくりの最上位計画である「坂町第5次総合計画」の個別計画として位置づけ、「第1次坂町福祉のまちづくり計画（坂町地域福祉計画・坂町地域福祉活動計画）」等の関連計画と整合性を図ります。



(4)計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、その過程の中で必要に応じて見直しを行い、改善を図ります。

(5)計画の対象

本計画の対象は、全ての子ども(18歳未満)とその家庭、地域、企業、関係機関等全ての個人及び団体となります。第1期計画及び第2期と同様、住民等と行政が連携して協働しながら、子どもを産み育てやすいまちづくりを進めていきます。

3 策定体制

(1)「坂町子ども・子育て会議」による審議

本計画の策定にあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と町民の声が十分に反映されることを目的として、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成される「坂町子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

(2)ニーズ調査の実施

計画の策定にあたっては、町民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童の保護者及び就学児童の保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

本計画の素案を町ホームページで公開し、広く住民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

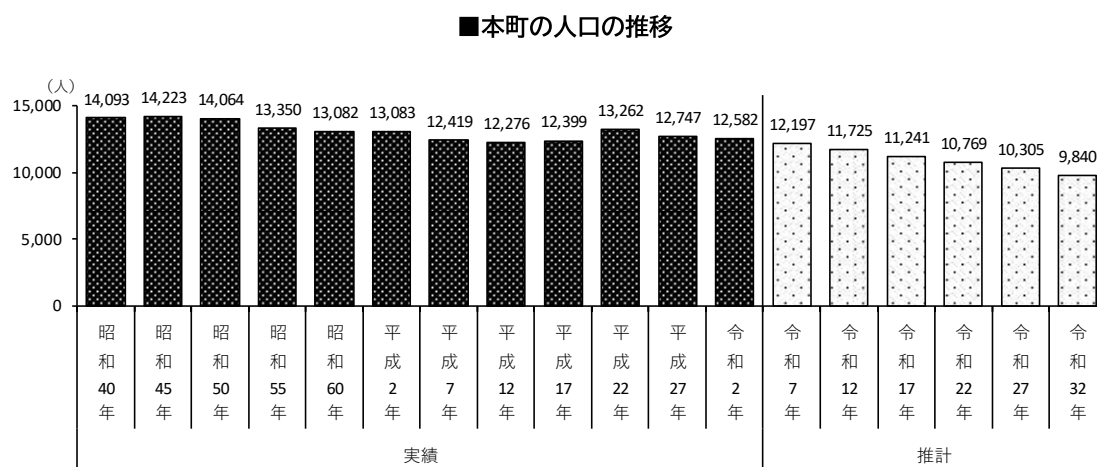
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況

1 本町の状況

(1)人口の状況

①総人口の推移

本町の人口は、昭和45(1970)年の 14,223 人をピークに減少基調で推移していましたが、平成22(2010)年には 13,262 人と増加に転じています。しかしそれ以降は減少傾向で、将来推計によると令和32(2050)年には、9,840 人まで減少することが予測されています。

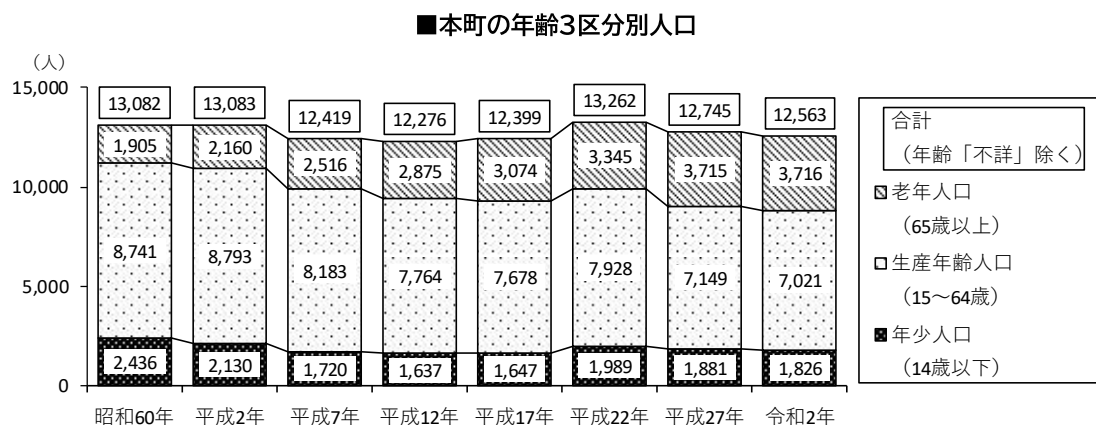


資料:実績は国勢調査、推計は社人研推計(日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計))

②年齢別人口の推移

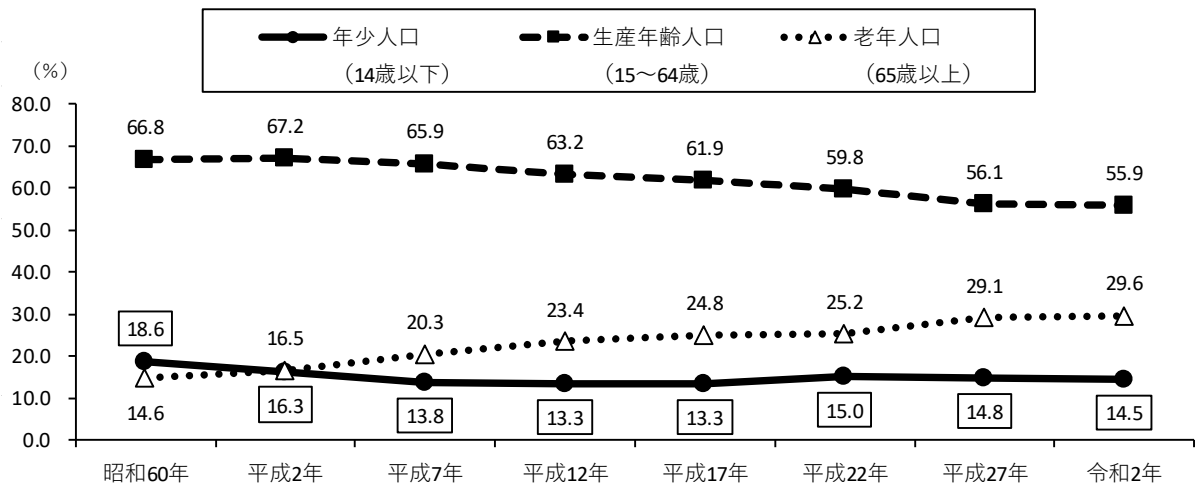
本町における人口推移を年齢3区分別人口でみると、老年人口(65歳以上)は増加傾向となっていますが、生産年齢人口(15~64歳)及び年少人口(14歳以下)では、増減を繰り返しながら減少傾向となっています。

年齢3区分別人口構成比では、平成2(1990)年には年少人口と老年人口がほぼ同水準でしたが、令和2(2020)年には老年人口が年少人口を大きく上回っています。



資料:国勢調査

■本町の年齢3区分別人口構成比



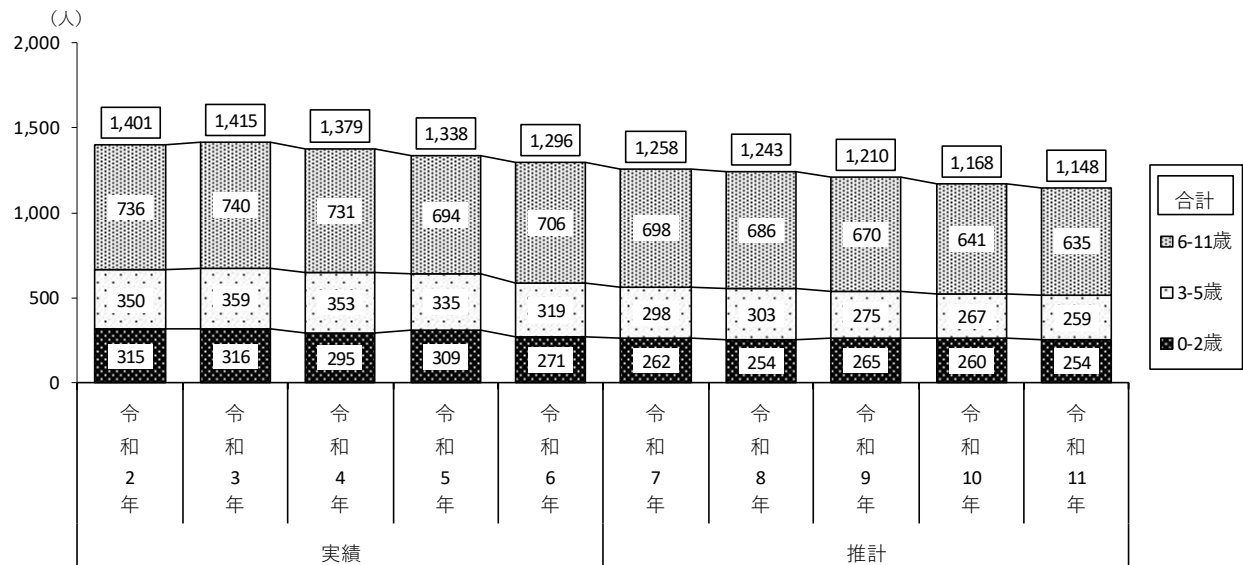
※年齢「不詳」を含まない

資料:国勢調査

③児童数の推移と推計

本町の児童数は減少傾向にあり、令和11(2029)年には令和6(2024)年と比較し、148人減少することが予測されています。

■本町の児童数の推移



資料:実績は住民基本台帳(各年4月1日現在)、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法による

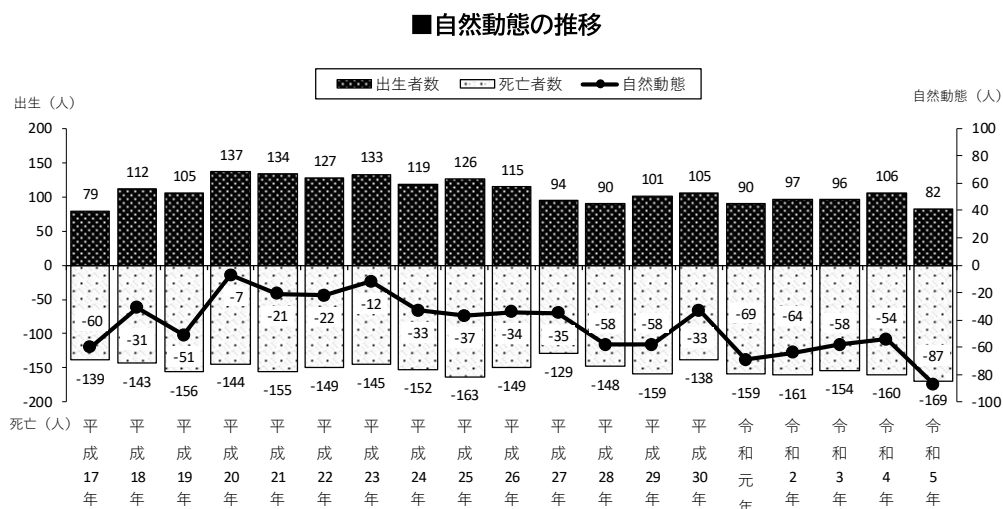
(2)自然動態の現状

①自然動態※の推移

本町の年間出生者数は、平成18(2006)年から平成26(2014)年までは100人以上で推移していましたが、平成27(2015)年に94人、平成28(2016)年に90人と減少しました。平成29(2017)年及び平成30(2018)年は100人以上となりましたが、令和元(2019)年から令和3(2021)年では90人台となり、令和4(2022)年に106人となったものの、令和5(2023)年には82人となっています。

一方、本町の年間死亡者数は、令和元(2019)年以降は160人前後となっており、令和5(2023)年には169人となっています。

出生者数と死亡者数の差からみる自然動態については、平成17(2005)年から令和5(2023)年まで、すべての年でマイナスを示しており、死亡者数が出生者数を上回っている状態が継続しており、令和5(2023)年はマイナス87となっています。

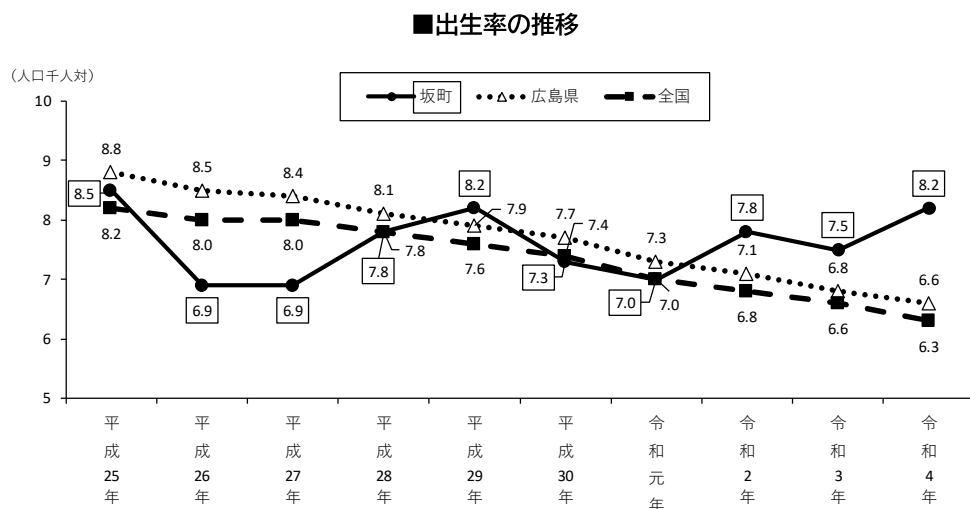


※【自然動態】一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き

資料：人口動態統計(厚生労働省)

②出生率※の推移

全国及び広島県では緩やかな減少傾向となっていますが、本町においては、平成24(2012)年以降は増減を繰り返していますが、令和4(2022)年は8.2となっています。



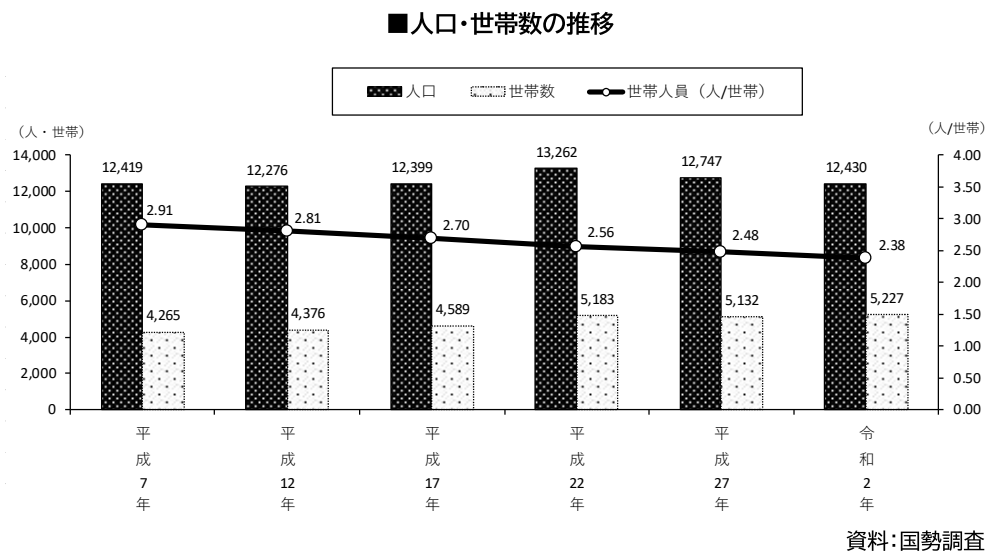
※【出生率】人口1,000人当たりにおける出生数

資料：人口動態統計年報(広島県)

(3)世帯の状況

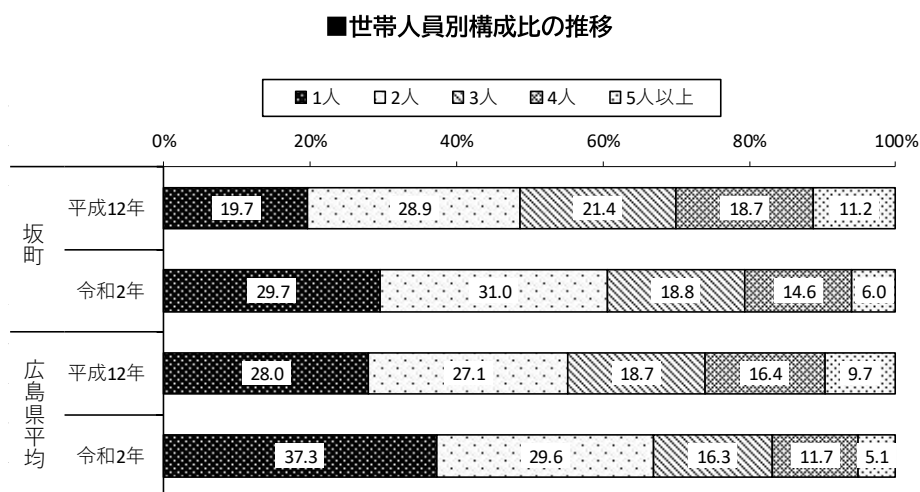
①人口・世帯数・世帯人員の推移

本町の世帯数は、令和2(2020)年の国勢調査時点で5,227世帯、1世帯当たりの人口数(家族数)を示す世帯人員は2.38人となっています。世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向となっており、小世帯化の進行が進んでいます。



②世帯人員の推移

本町の世帯人員別世帯数の構成比の変化を、平成12(2000)年と令和2(2020)年で比較すると、本町の場合「1人(单身)」が大きく増加し、「3人」以上の世帯比率が減少しており、小世帯化が進行していることを裏付けています。広島県全体平均においても、同傾向を示しています。



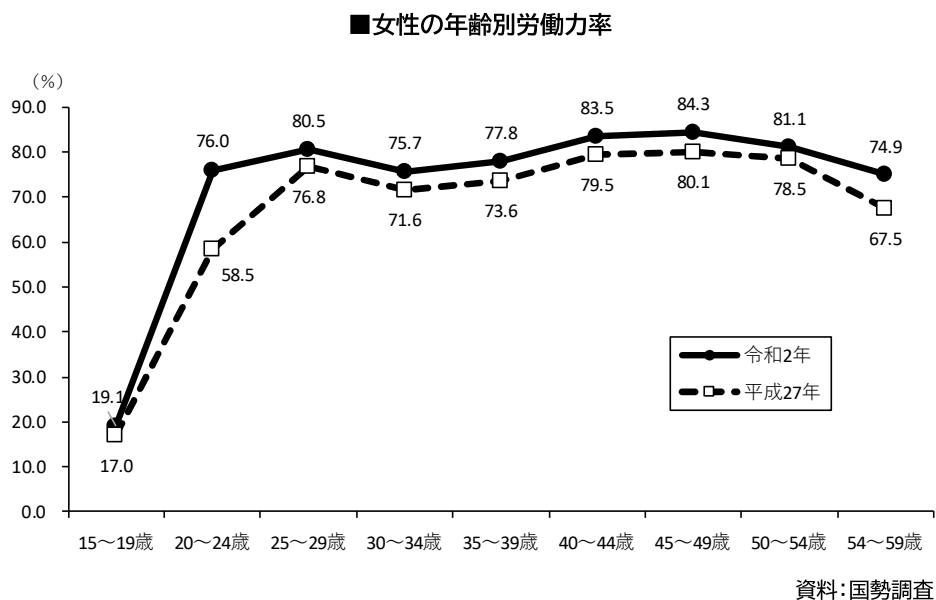
※施設等の世帯を含まない(一般世帯のみ)

資料:国勢調査

(4)女性の就労状況

国勢調査における女性の労働力率はM字型曲線を示しており、結婚や出産を機に退職した女性が、子育てが一段落ついてから再び就労する状況が表れています。

令和2(2020)年と平成27(2015)年を比べると、いずれの年代も令和2(2020)年が高くなっていますが、特に20～24歳の労働力率が、平成27(2015)年に比べて非常に高くなっています。



(5)子どもの状況

①保育所・認定こども園の状況

(単位:箇所数、人)

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度 定員
保育所数			2	2	2	2	2	
児童数	坂みみょう保育園	2号認定	106	96	106	104	94	90
		3号認定	56	51	51	50	56	50
	小屋浦みみょう保育園	2号認定	24	28	22	25	28	30
		3号認定	22	22	26	26	24	10
	合計	2号認定	130	124	128	129	122	120
		3号認定	78	73	77	76	80	60
認定こども園数			2	2	2	2	2	
児童数	横浜若竹こども園	1号認定	24	30	21	26	24	25
		2号認定	112	100	106	95	100	107
		3号認定	54	65	57	62	50	48
	なぎさ若竹こども園	1号認定	20	28	27	20	22	20
		2号認定	37	41	39	37	26	38
		3号認定	41	36	23	26	22	41
	合計	1号認定	44	58	48	46	46	45
		2号認定	149	141	145	132	126	145
		3号認定	95	101	80	88	72	70

②小学校の状況

(単位:箇所数、人)

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数			3	3	3	3	3
児童数	坂小学校		357	358	336	308	310
	横浜小学校		319	314	322	321	317
	小屋浦小学校		62	64	71	62	68
	合計		738	736	729	691	695

※各年5月1日時点

③中学校の状況

(単位:箇所数、人)

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数			1	1	1	1	1
生徒数	坂中学校		369	360	377	361	346

※各年5月1日時点

④母と子の健康に係る状況

■妊娠・出産期の支援の実施状況

(単位:人、件)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母親学級	実人員数	11	10	20	23	14
養育支援訪問事業	訪問件数	9	14	12	16	19
乳児家庭全戸訪問事業	訪問者数	100	95	98	79	48
	対象者数	105	102	103	83	51

※令和6年度は令和6年11月末現在

■乳幼児健康診査の受診率

(単位:%)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
3～5か月児	受診率	87	96	87	93	91
1歳6か月児	受診率	98	98	97	88	98
3歳児	受診率	98	97	99	96	97

■子どもの発達支援に関する事業の実施状況

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
こども教室	延べ参加者数	11	10	17	14	18

⑤地域における子育て支援の状況

■地域における子育て支援サービスの実施状況

(単位:箇所数、人、件)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
地域子育て支援センター	施設数	2	2	2	2	2
ファミリー・サポート・センター	登録会員数	114	117	95	76	100
	おねがい 会員	58	61	45	37	32
	まかせて 会員	42	42	42	36	60
	両方会員	14	14	8	3	8
	年間利用件数	41	73	48	42	95
病児保育事業	利用児童数	21	31	53	67	86
家庭教育学級	参加者数	119	100	272	495	470

■地域での体験活動・居場所づくりの実施状況

(単位:箇所数、人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
放課後児童クラブ (留守家庭児童会)	実施箇所数	5	5	5	5	5
	延べ参加人数	1,923	2,081	2,238	2,117	3,216
放課後子ども教室	実施箇所数	3	3	3	3	3
	延べ参加人数	1,761	1,465	2,858	3,730	1,944

2 子育てに関するアンケート調査結果の概要

(1)調査概要

【調査の実施状況】

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1 調査対象者と抽出方法	町内に居住する就学前児童のいる世帯から335世帯を無作為に抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。	町内に居住する小学校1年生～3年生のいる世帯(就学前児童のいる世帯を除く)から320世帯を無作為に抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。
2 調査方法	保育園・こども園を通じた配布回収及び郵送による配布回収	学校を通じた配布回収及び郵送による配布回収
3 調査期間	令和6(2024)年7月	令和6(2024)年7月
4 回収状況	配布数 335 回収数 303 回収率 90.4%	発送数 320 回収数 229 回収率 71.6%

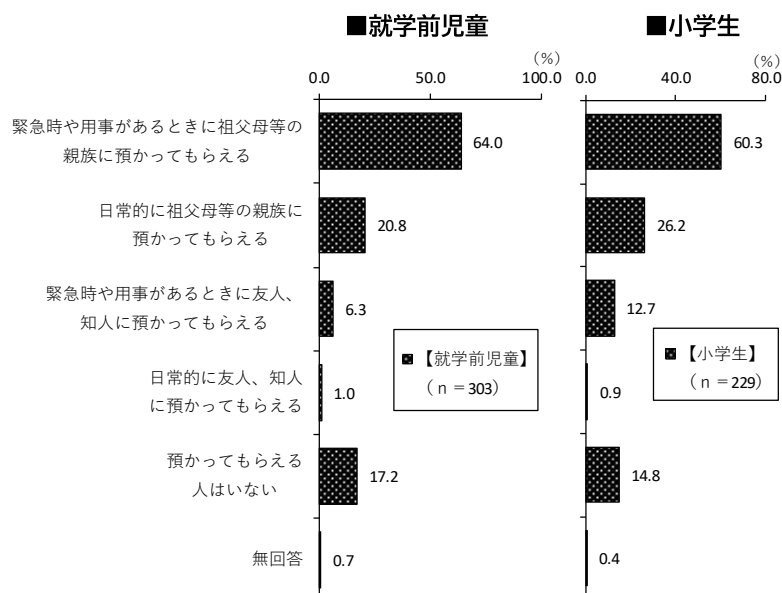
【地区別回収結果】

		合計	坂地区	横浜地区	小屋浦地区	無回答
就学前児童	回答件数	303	192	92	16	3
	回答割合(%)	100.0	63.3	30.4	5.3	1.0
小学生児童	回答件数	229	122	82	23	2
	回答割合(%)	100.0	53.3	35.8	10.0	0.9

(2)結果概要

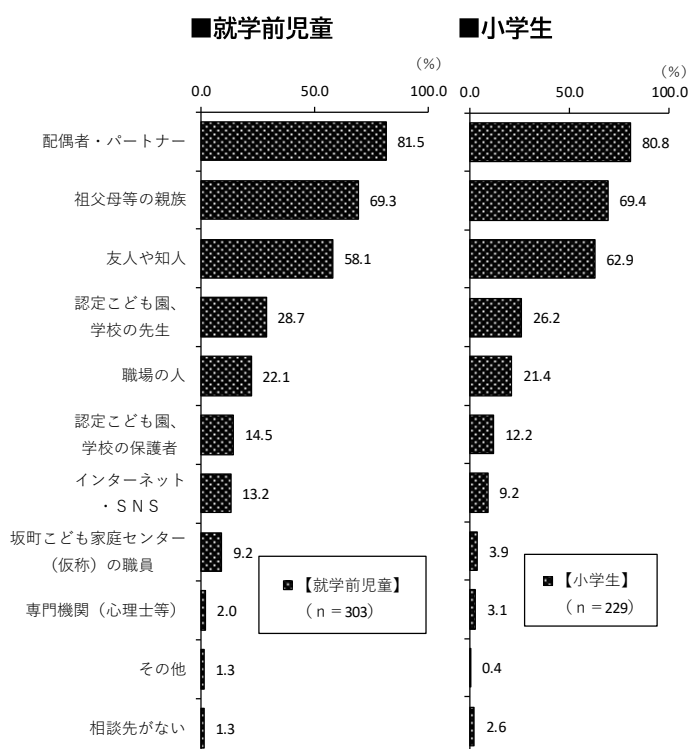
①日頃、お子さんを預けられる人の有無について(複数回答)

就学前児童及び小学生とも、子どもを見てもらえる環境として、「緊急時もしくは用事があるときに祖父母等の親族に預かってもらえる」と回答した人の割合が最も高くなっています。



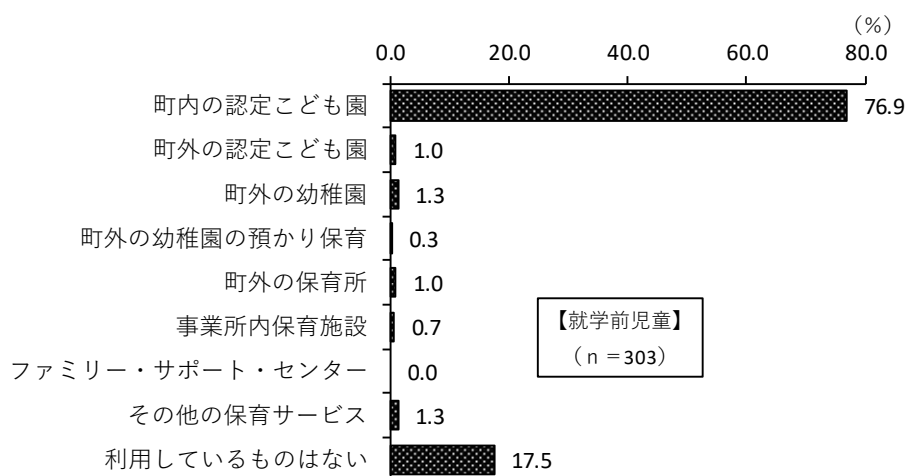
②子育てに関する相談先について(複数回答)

子育てに関する相談先では、就学前児童及び小学生とも、「配偶者・パートナー」、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の順となっています。



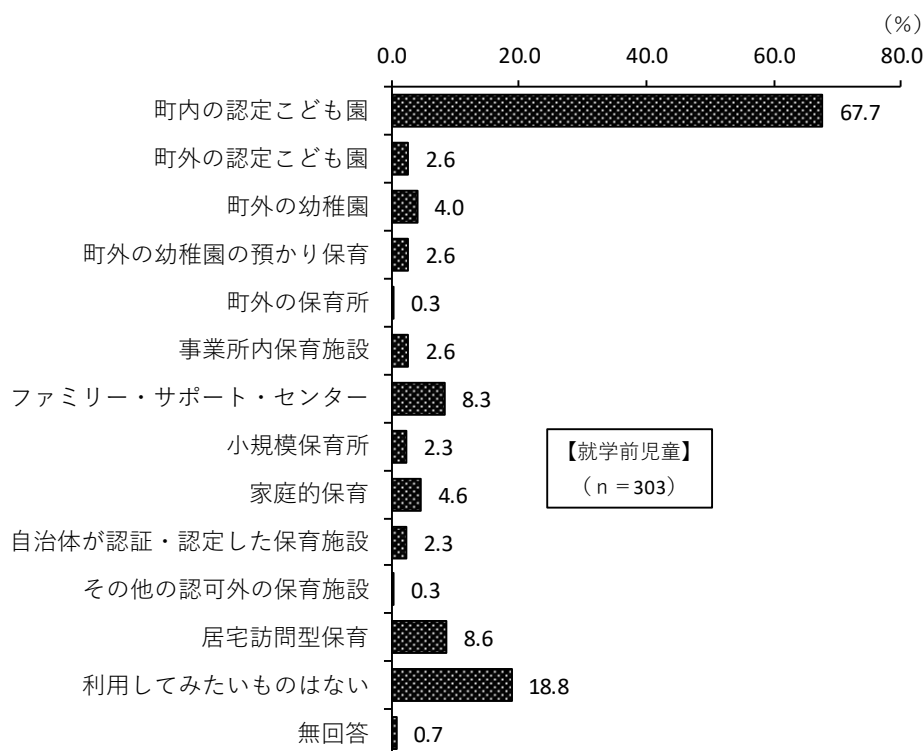
③平日、認定こども園等の施設やサービスの定期的な利用について(複数回答)

定期的にご利用している施設やサービスについては、「町内の認定こども園」の割合が 76.9%と最も高くなっています。一方、「利用しているものはない」の割合が 17.5%となっています。



④現在、利用の有無にかかわらず、今後、平日に定期的にご利用してみたい認定こども園等の施設やサービスについて(複数回答)

今後、定期的にご利用してみたい施設やサービスについては、「町内の認定こども園」の割合が 67.7%と最も高く、次いで「居宅訪問型保育」(8.6%)、「ファミリー・サポート・センター」(8.3%)の順となっています。一方、「利用してみたいものはない」の割合が 18.8%となっています。



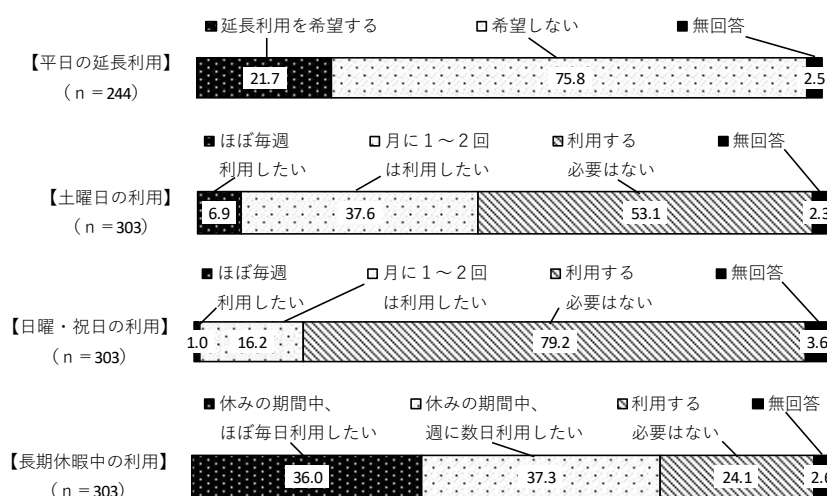
⑤平日の延長保育、土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の施設・サービスの利用希望について

就学前児童について平日の延長保育では、「延長利用を希望する」の割合が 21.7%、「希望しない」が 75.8%となっています。

土曜日については、「ほぼ毎週利用したい」の割合が 6.9%、「月に1～2回は利用したい」が 37.6%となっていますが、「利用する必要はない」が 53.1%となっています。

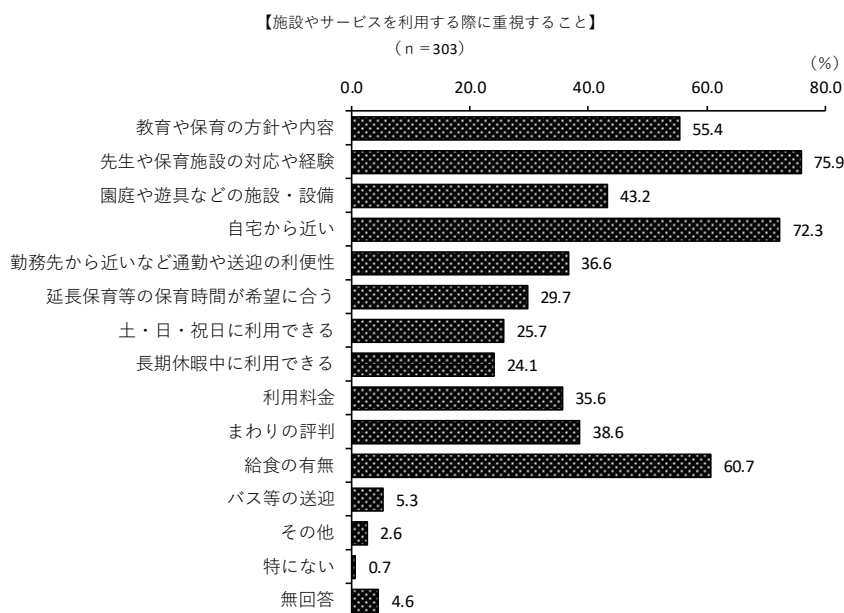
日曜日・祝日については、「ほぼ毎週利用したい」の割合が 1.0%、「月に1～2回は利用したい」が 16.2%となっていますが、「利用する必要はない」が 79.2%となっています。

長期休暇中については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」の割合が 36.0%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 37.3%となっていますが、「利用する必要はない」が 24.1%となっています。



⑥施設やサービスを利用する際に重視することについて(複数回答)

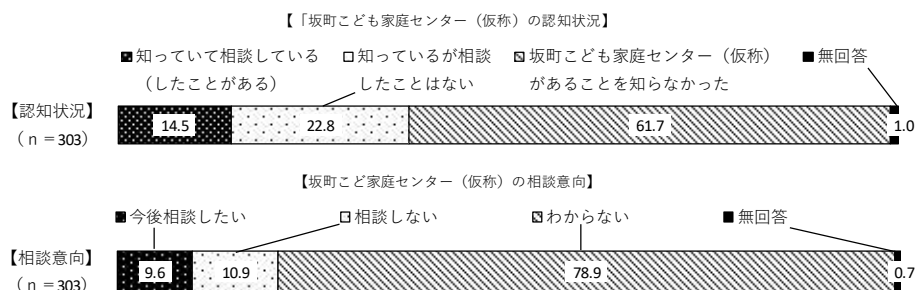
施設やサービスを利用する際に重視することについて、「先生や保育施設の対応や経験」の割合が75.9%と最も高く、次いで「自宅から近い」(72.3%)、「給食の有無」(60.7%)、「教育や保育の方針や内容」(55.4%)などの順となっています。



⑦坂町こども家庭センター(仮称)の認知状況と相談意向について

坂町こども家庭センター(仮称)の認知状況については、「坂町こども家庭センター(仮称)があることを知らなかった」の割合が61.7%と、半数を超えています。

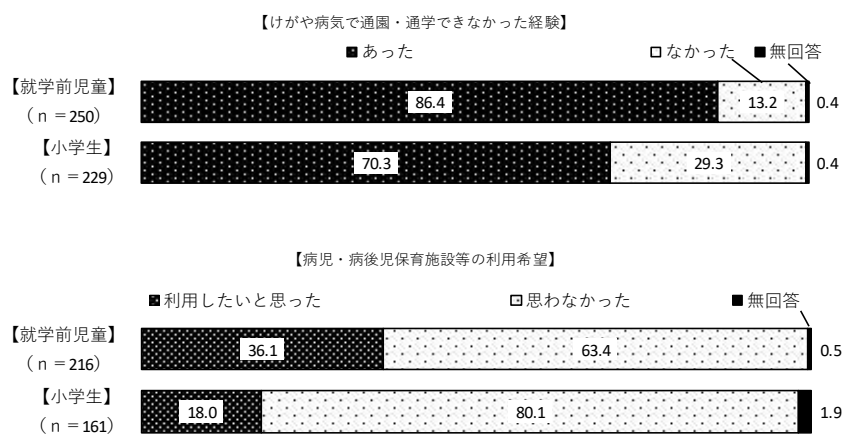
相談意向については、「わからない」が8割近くとなっています。



⑧病児・病後児保育施設について

けがや病気で通園・通学できなかった経験が「あった」と回答した割合は、就学前児童では86.4%、小学生では70.3%となっています。

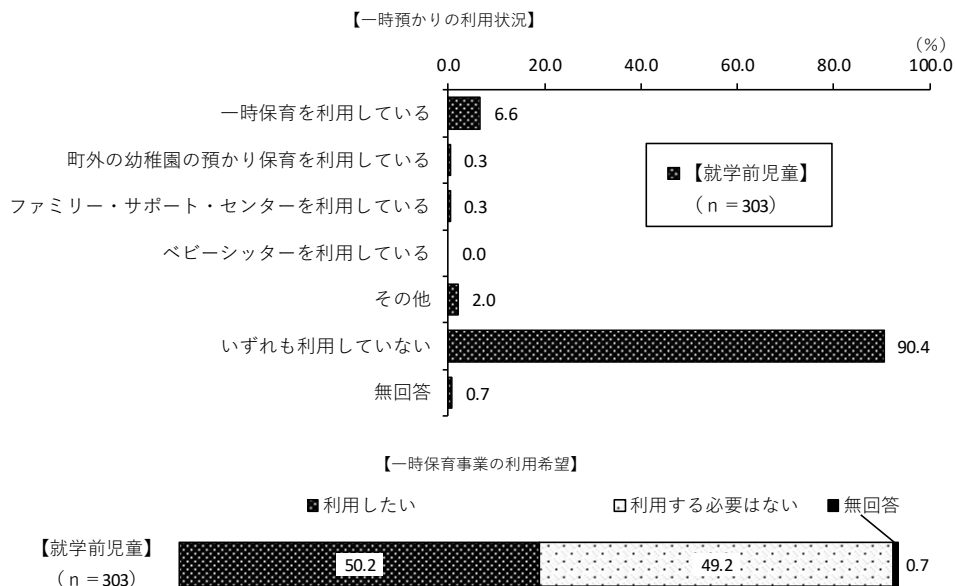
経験があったと回答した方々の中で、病児・病後児保育施設等を「利用したいと思った」と回答した割合は、就学前児童では36.1%、小学生では18.0%となっています。



⑨一時預かり事業について(複数回答)

一時預かり事業について、「一時保育を利用している」の割合が6.6%となっていますが、「いずれも利用していない」が90.4%となっています。

今後の利用希望については、「利用したい」と「利用する必要はない」がほぼ同じ割合となっています。

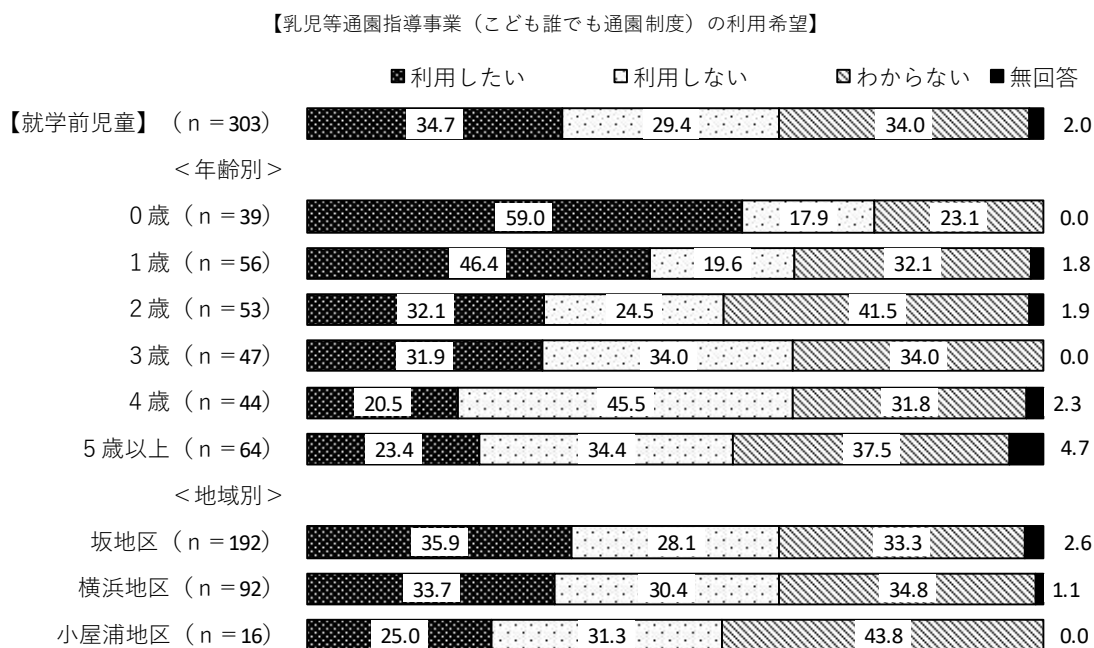


⑩乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用希望について、就学前児童全体で「利用したい」と回答した割合が34.7%となっています。

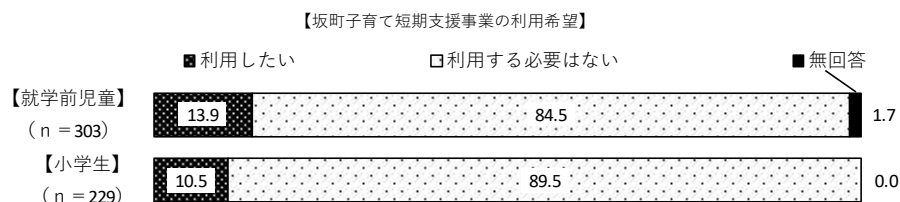
年齢別でみると、年齢が低いほど「利用したい」割合が高くなっています。

地区別では、「小屋浦地区」で「利用したい」割合が、他の地区に比べてやや低くなっています。



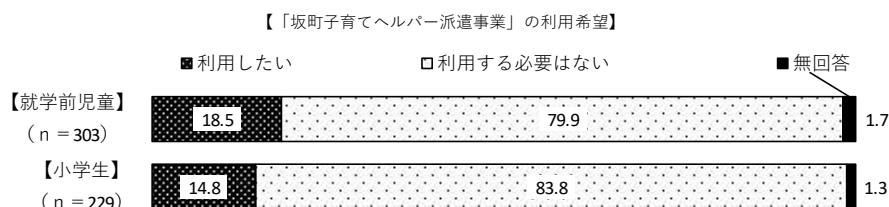
⑪坂町子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護(トワイライトステイ)等事業)の利用希望について

坂町子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護(トワイライトステイ)等事業)の利用希望について、「利用する必要はない」の割合が、就学前児童では 84.5%、小学生では 89.5%となっています。



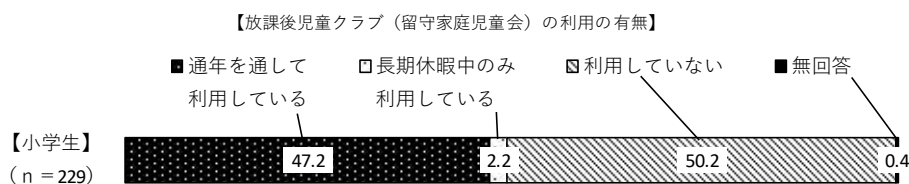
⑫坂町子育てヘルパー派遣事業の利用希望について

坂町子育てヘルパー派遣事業の利用希望について、「利用する必要はない」の割合が、就学前児童では 79.9%、小学生では 83.8%となっています。



⑬放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の利用状況

放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の利用については、「通年を通して利用している」の割合が 47.2%、「長期休暇中のみ利用している」が 2.2%となっていますが、「利用していない」が 50.2%となっています。

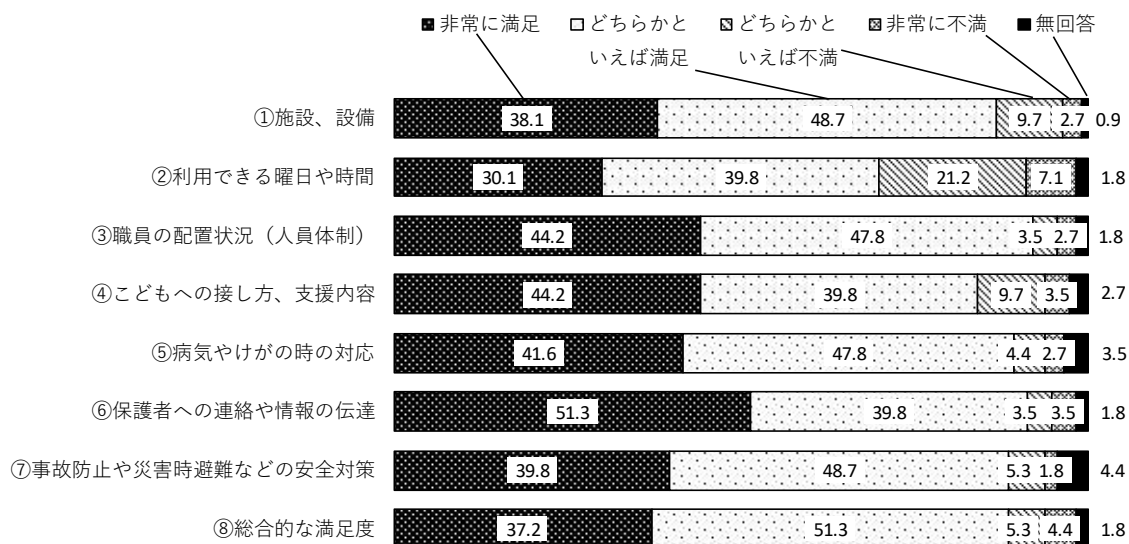


⑭放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の満足度について

放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の満足度については、『満足』『非常に満足』と「どちらかといえば満足」の合計)の割合が高い順に「③職員の配置状況(人員体制)」(92.0%)、「⑥保護者への連絡や情報の伝達」(91.1%)、「⑤病気やけがの時の対応」(89.4%)となっています。

一方、『不満』『どちらかといえば不満』と「非常に不満」の合計)の割合が高い順に、「②利用できる曜日や時間」(28.3%)、「④こどもへの接し方、支援内容」(13.2%)、「①施設、設備」(12.4%)となっています。

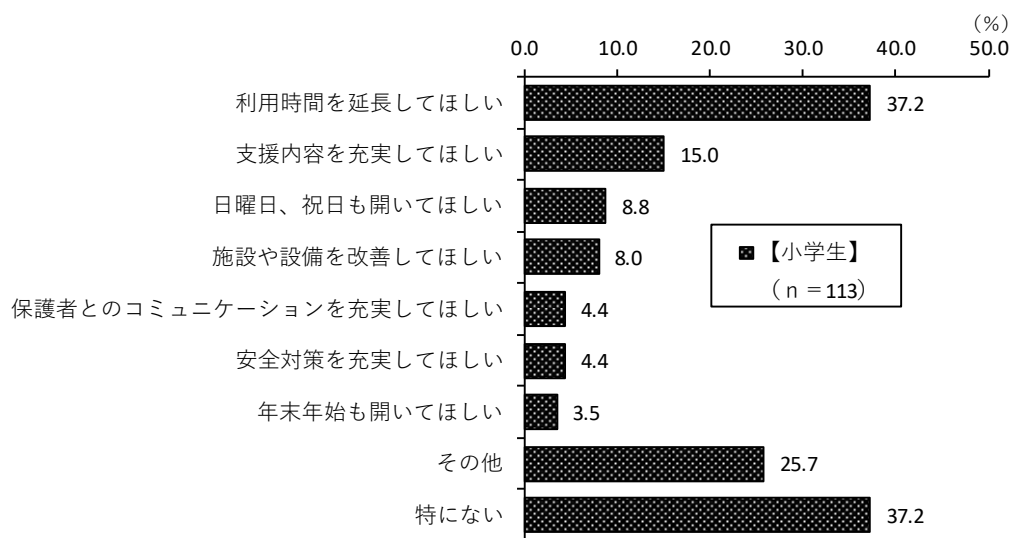
【放課後児童クラブ(留守家庭児童会)の満足度】



⑮放課後児童クラブ(留守家庭児童会)に充実してほしいことについて(複数回答)

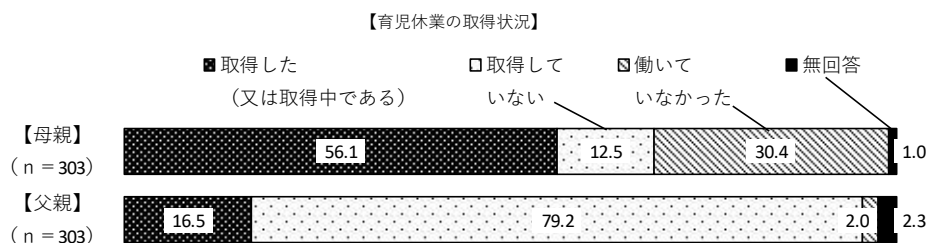
放課後児童クラブ(留守家庭児童会)に充実してほしいことについて、「利用時間を延長してほしい」の割合が 37.2%と最も高く、次いで「支援内容を充実してほしい」(15.0%)、「日曜日、祝日も開いてほしい」(8.8%)の順となっています。

【放課後児童クラブ(留守家庭児童会)に充実してほしいこと】



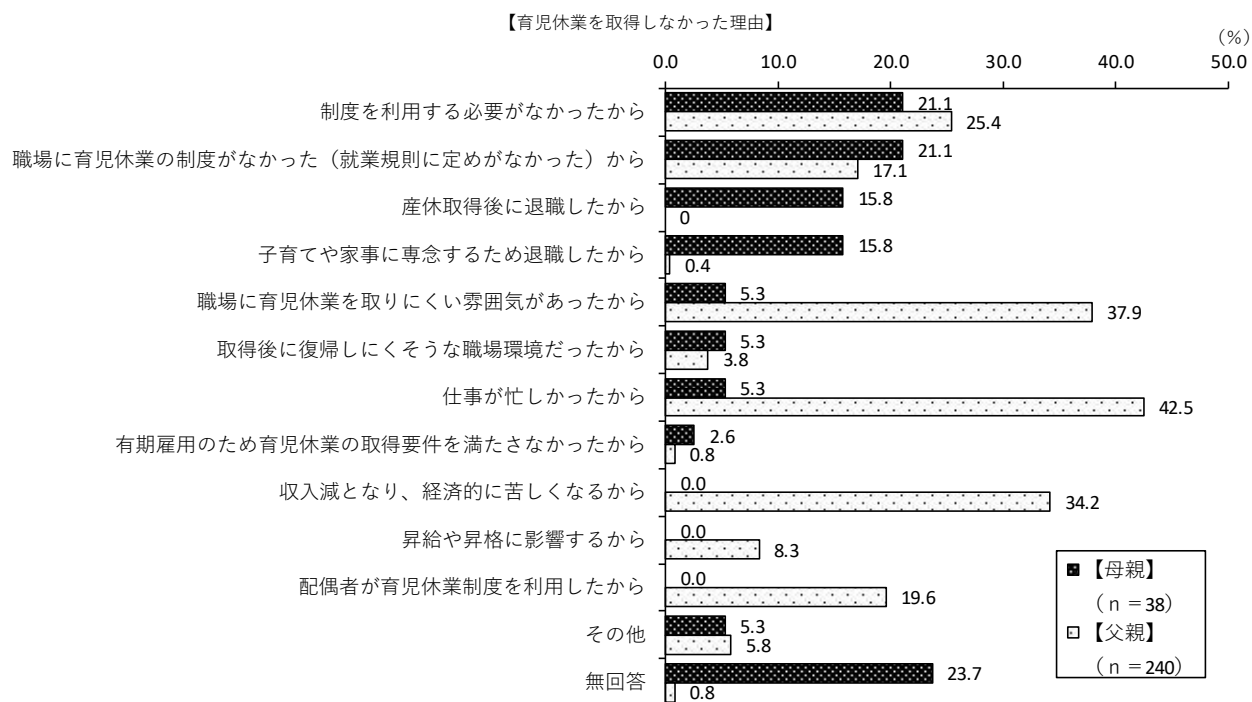
⑩育児休業の取得について

育児休業の取得について「取得した」と回答した割合は、母親では 56.1%となっていますが、父親では 16.5%となっています。



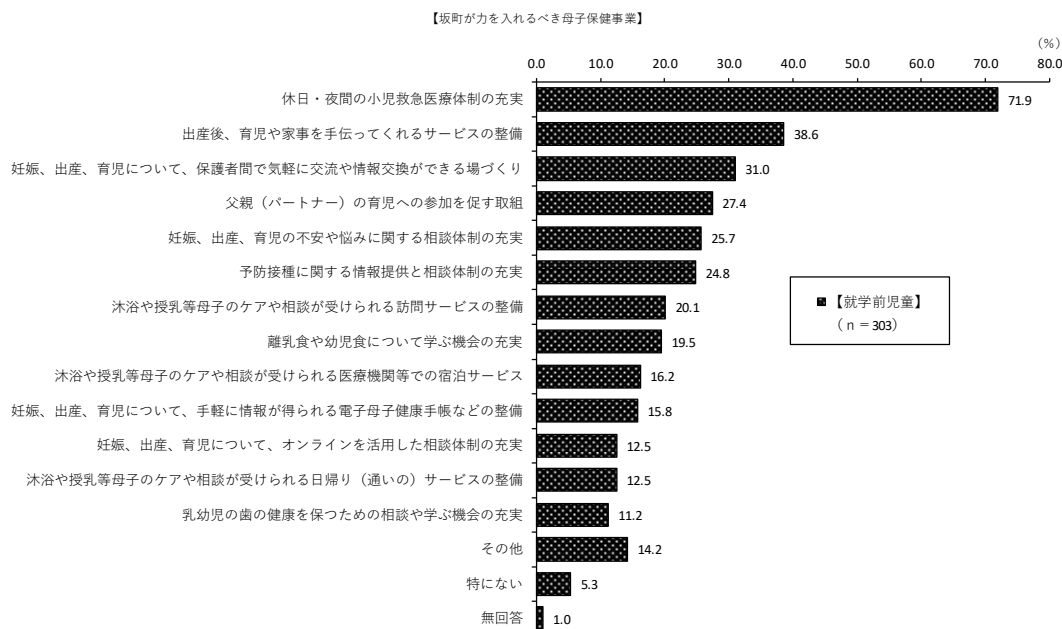
⑪育児休業を取得しなかった理由について(複数回答)

育児休業を取得しなかった理由について、母親では「制度を利用する必要がなかったから」及び「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)から」の割合がともに 21.1%と最も高くなっていますが、父親では「仕事が忙しかったから」が 42.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」(37.9%)、「収入減となり、経済的に苦しくなるから」(34.2%)の順となっています。



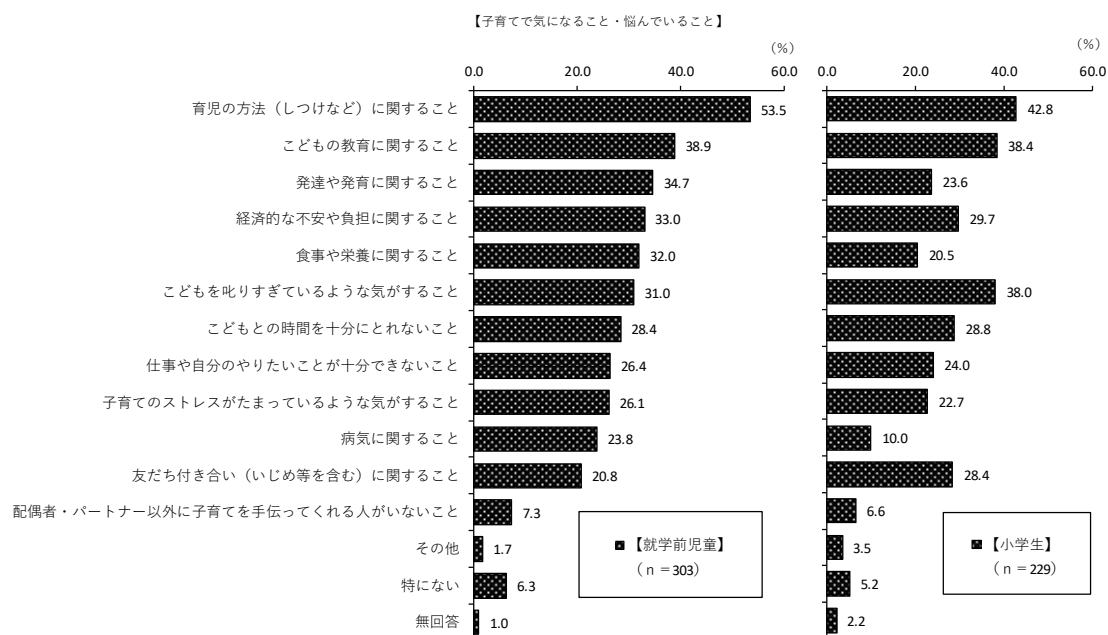
⑱坂町で力を入れるべき母子保健事業について(複数回答)

坂町で力を入れるべき母子保健事業については、「休日・夜間の小児救急医療体制の充実」の割合が71.9%と最も高く、次いで「出産後、育児や家事を手伝ってくれるサービスの整備」(38.6%)、「妊娠、出産、育児について、保護者間で気軽に交流や情報交換ができる場づくり」(31.0%)の順となっています。



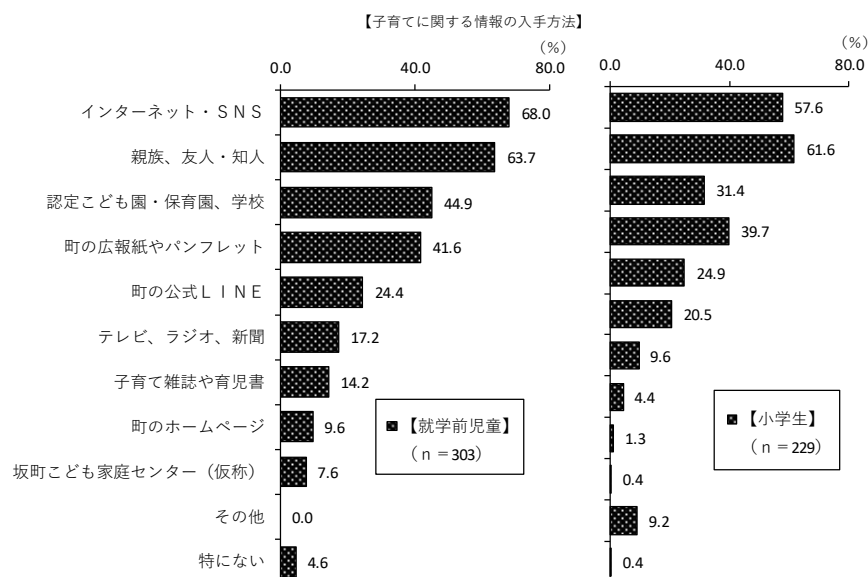
⑲子育てで悩んでいること・気になることについて(複数回答)

子育てで悩んでいること・気になることについて就学前児童では「育児の方法(しつけなど)に関すること」の割合が53.5%と最も高く、次いで「こどもの教育に関すること」(38.9%)、「発達や発育に関すること」(34.7%)の順となっていますが、小学生では「育児の方法(しつけなど)に関すること」(42.8%)、「こどもの教育に関すること」(38.4%)、「こどもを叱りすぎているような気がする」(38.0%)の順となっています。



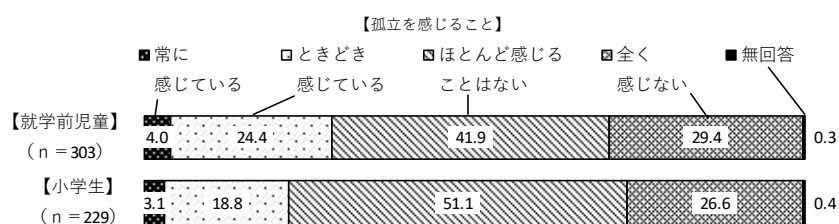
⑩子育てに関する情報の入手方法について(複数回答)

子育てに関する情報の入手方法について就学前児童では、「インターネット・SNS」の割合が 68.0%と最も高く、次いで「親族、友人・知人」(63.7%)、「認定こども園・保育園、学校」(44.9%)の順となっています。小学生では「親族、友人・知人」(61.6%)、「インターネット・SNS」(57.6%)、「町の広報紙やパンフレット」(39.7%)の順となっています。



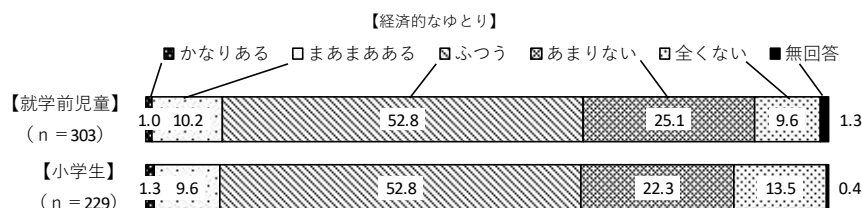
⑪孤立感を感じることにについて

保護者が孤立感を感じることにについて『感じている』(「常に感じている」と「ときどき感じている」の合計)の割合は、就学前児童では 28.4%、小学生では 21.9%となっています。一方、『感じない』(「ほとんど感じることはない」と「全く感じない」の合計)は、就学前児童では 71.3%、小学生では 77.7%となっています。



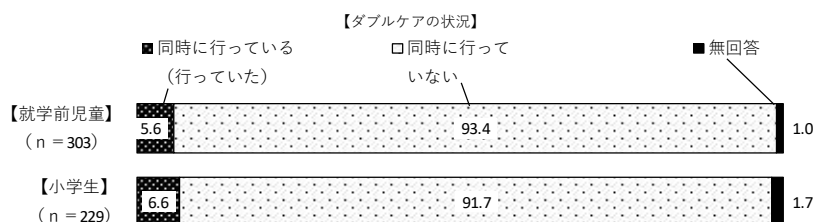
⑫経済的なゆとりについて

経済的なゆとりについて『ない』(「あまりない」と「全くない」の合計)の割合は、就学前児童では 34.7%、小学生では 35.8%となっています。



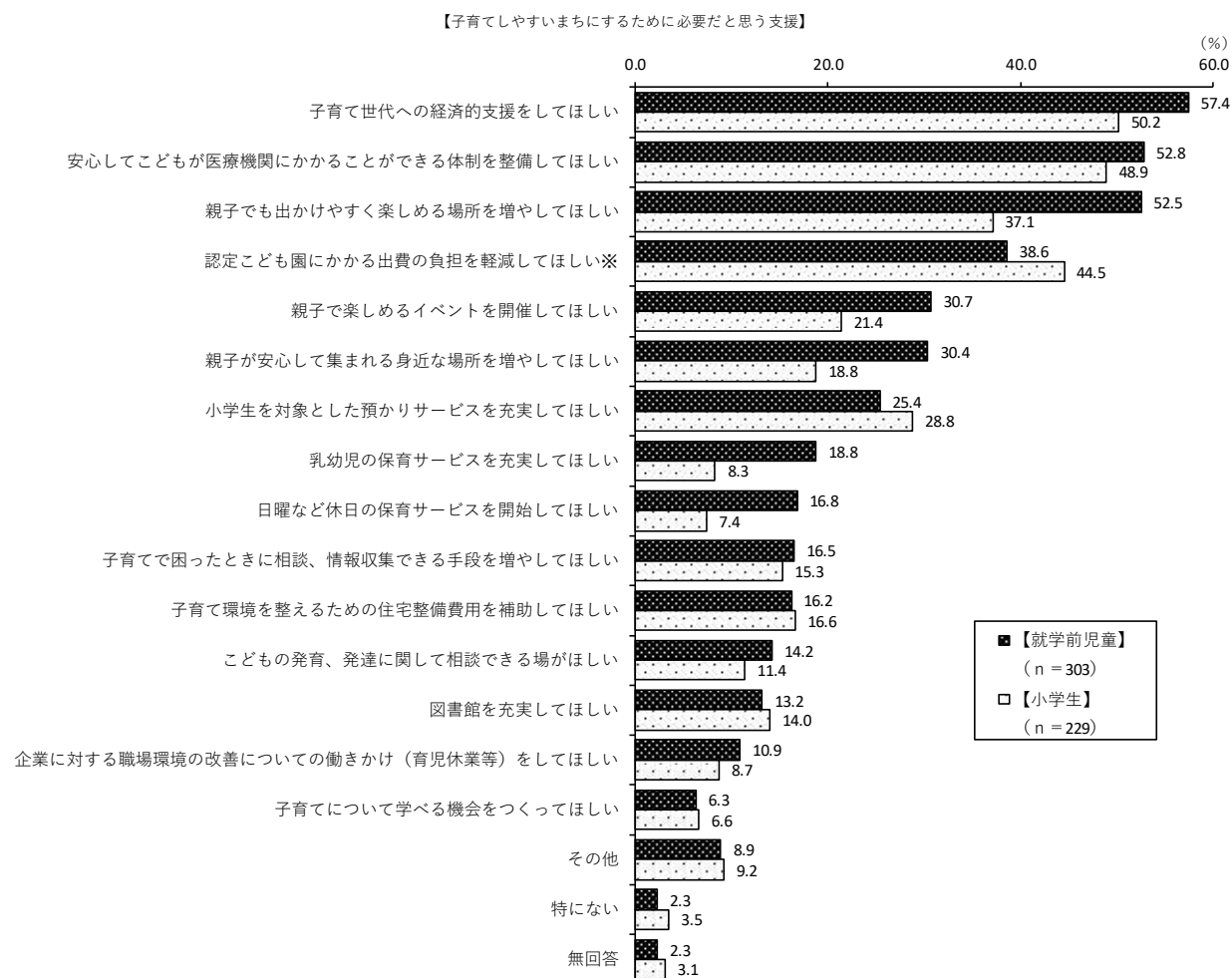
②③ダブルケアの状況について

ダブルケアの状況について「同時に行っている(行っていた)」の割合が、就学前児童では5.6%、小学生では6.6%となっています。



②④子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援について(複数回答)

子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援について就学前児童では、「子育て世代への経済的支援をしてほしい」の割合が57.4%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制を整備してほしい」(52.8%)、「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」(52.5%)の順となっています。小学生では「子育て世代への経済的支援をしてほしい」(50.2%)、「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制を整備してほしい」(48.9%)、「小学校にかかる出費の負担を軽減してほしい」(44.5%)の順となっています。



※小学生の選択肢は「小学校にかかる出費の負担を軽減してほしい」

3 第2期計画の進捗状況・評価

第2期計画策定時に設定した目標について、ニーズ調査結果や事業の実施状況をもとに評価を行いました。

取組の評価	内容	評価の視点
A【ほぼ 100%】	施策の目的が十分に達成されている	・規模の拡大が考えられる。 ・施策推進による顕著な成果がみられる。
B【75%程度】	施策の目的が達成されている	・実績や事業費に見合った十分な成果が出ている。 ・施策の目的の達成に向けて順調に進んでいる。
C【50%程度】	施策の目的があまり達成されていない	・目的の達成に向けて、一部改善を要する。 ・実績や事業費に比して成果がやや低い。
D【25%以下】	施策の目的が達成されていない	・規模の縮小、施策の廃止の検討を要する。 ・実績や事業費に見合った成果が出ていない。

(1)地域における子育ての支援

①地域における子育て支援サービスの充実

事業名	子育て支援センター		
取組状況	○町内の2か所の子育て支援センター(なかよしハウス・小屋浦バオちゃんルーム)で実施した。事業内容について、広報さか・坂町公式 LINE 等で周知を行った。	評価	A
課題等	●今後も引き続き実施する。	今後の方向性	継続
事業名	オープンスペースへの支援		
取組状況	○子育てスペース「あみーご☆きっず」が実施するオープンスペースについて、広報さか等により周知を行った。	評価	A
課題等	●今後も引き続き支援等を行う。	今後の方向性	継続

②子育て支援のネットワークづくり

事業名	子育てマップ・子育てガイドブックの作製		
取組状況	○坂町子育てガイドブックを作成している。毎年度見直しを行い、制度改正に即した内容にしている。	評価	A
課題等	●毎年度制度改正や新規事業があるため、情報量が多い内容となっている。利用者が読みやすいように内容を精査する必要がある。	今後の方向性	継続

③子どもの健全育成

事業名	留守家庭児童会		
取組状況	○小学校区ごとに留守家庭児童会を設置し、保護者が希望する場合には、小学 6 年生まで入会を受け入れており、待機児童もいない。	評価	A
課題等	●令和 6 年度から夏休みなどの長期休業期間のみの入会を開始した。開設時間について、延長の要望がある。	今後の方向性	継続
事業名	放課後子ども教室		
取組状況	○地域ボランティアの協力を得て、放課後の児童の見守り活動を原則週一回行い、児童の安全・安心な居場所づくりを行った。	評価	A
課題等	●地域ボランティアのなり手が減少している。	今後の方向性	継続

④地域における人材活用

事業名	孫育て応援講座		
取組状況	○コロナ禍により事業実施なし	評価	D
課題等	●地域の子育て支援の担い手の育成について検討する必要がある。	今後の方向性	休止又は廃止

(2)親と子どもの健康の保持及び増進

①切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

事業名	伴走型相談支援事業		
取組状況	○コロナ禍においてはオンラインなども活用しながら必要な支援・事業を実施してきた。 ○また、伴走型支援の中で、適宜対象者のニーズを把握し、関係機関と連携を図りながら対象者の課題解決に努めた。	評価	B
課題等	●保育関係者や医療関係者との関係性はある程度できているが、教育分野とは希薄である。 ●対象者に必要な支援を提供するためには、教育分野とのより一層の関係づくり・連携が必要である と考える。	今後の方向性	継続
事業名	妊婦健康診査		
取組状況	○適切に実施した。	評価	A
課題等	●引き続き実施する。	今後の方向性	継続
事業名	産婦健康診査		
取組状況	○令和2年度途中から産婦健康診査を開始している。産後1か月内に2回の実施を行っており、身体状況の把握に加え、エジンバラ質問票を用いた精神状態の把握も実施している。医療機関との連携により、必要な産婦に早期の支援を行った。	評価	A
課題等	●伴走型支援としての里帰り先自治体との連携がより一層必要となっている。	今後の方向性	継続
事業名	産後ケア事業		
取組状況	○令和3年度から実施している。通所型(短時間)・通所型・訪問型・宿泊型の4つのケアを通じて産婦の心身の負担軽減に努めている。	評価	B
課題等	●事前申請が必要であるため、母乳トラブルを抱える母親に対しタイムリーに対応しづらい部分がある。また、育児負担を感じている母親に対し宿泊型などを勧めるが、金銭的面・アクセス面・上の子のお世話の都合などで利用に至らないことがある。	今後の方向性	継続
事業名	親と子の絆づくりプログラム『赤ちゃんが来た！』		
取組状況	○適切に実施した。 ○この事業を通じて母親同士のつながりができており、その後の事業参加や、子育て支援センターへの来所にもつながっている。	評価	A
課題等	●本事業に参加した母親はもちろん、参加できていない母親への支援も継続する。 ●また、近年の父親の育児への関わりの増加・育児休暇取得率の向上にあわせて父親同士の交流の場も必要と考える。	今後の方向性	継続
事業名	親と子の絆づくりプログラム2「きょうだいが生れた！」		
取組状況	○これまで第一子を出産した親子を対象に「親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんが来た！」を開催していたが、令和6年度から第二子以降を出産した母親を対象とする本事業も開始し、託児も合わせて実施した。母親の精神的負担の軽減やつながりを作る場になっている。	評価	—
課題等	●本事業につながらない母親への支援も継続して実施する。 ●近年、父親の育児への関わりが増加していることから、母親同士のみならず、父親同士の交流の場を設ける必要性を感じている。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	ひよこ教室		
取組状況	○ベビーマッサージや親の交流を行う。コロナ禍においては事業の中止や、人数制限下での実施となったが、令和5年度から通常通り実施。父親も参加することがあり、保護者の交流の場としても活気づいている。	評価	A
課題等	●今後も継続して、親子のコミュニケーション促進及び保護者の交流の場として事業を運営していく。	今後の方向性	継続

事業名	プレママ交流会		
取組状況	〇コロナ禍においては事業の中止なども生じたが、適切に実施。妊婦が子育て支援センターを知る機会ともなっている。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施していく。	今後の方向性	継続
事業名	両親学級		
取組状況	〇令和6年度から新規で実施している。就労している妊婦や父親が参加しやすいように、土日に開催し、助産師の話に加えて、沐浴実習や妊婦ジャケット着用体験などを実施。	評価	—
課題等	●現在、年に4回実施しているが、就労している妊婦の増加や育児の父親参加の重要性の高まりにより、開催回数を増加することを検討している。令和7年度から年6回開催予定。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	育児相談 ※第3期計画から「さかっ子ひろば(育児相談)」に変更		
取組状況	〇コロナ禍においては予約制をとるなど、人数制限下での実施となったが、令和5年度から通常通り実施。	評価	A
課題等	●離乳食の進め方に不安を感じる保護者が多いことから、従来は9か月～12か月の乳児を対象とした育児相談においてのみ「食生活改善推進員による試食」を実施していたが、令和6年度からは0～8か月の乳児を対象とした育児相談においても試食を開始する。	今後の方向性	継続
事業名	子育て世代包括支援センター ※第3期計画から「こども家庭センター」へ名称変更		
取組状況	〇新型コロナウイルス感染症のまん延時においては対面に加え、電話やオンラインを活用しながら、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し、必要な支援を実施してきた。 〇第2期計画期間中に産後ケアや離乳食教室の新規実施等を行ったほか、出産・子育て応援交付金の開始に伴う妊娠8か月アンケートの実施など、切れ目のない伴走型支援に努めた。	評価	A
課題等	●働く妊婦の増加、思春期問題の増加、積極的に育児に関わる父親の増加など、時代とともに必要な支援の在り方が変化しており、時代に応じた事業内容等を考える必要性がある。また、「こども家庭センター」として充実した活動を行うため、関係機関とのより一層の連携を図る必要がある。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	2歳児歯科相談		
取組状況	〇法定健康診査である1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査のあいだに実施することで、幼児の発達状況をより細やかに把握するとともに、保護者の育児不安にも対応している。支援が必要と判断した親子については関係機関と連携して対応している。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続
事業名	こども教室		
取組状況	〇幼児健康診査後のフォローとして、関係機関と連携を図りながら適切に実施した。	評価	B
課題等	●育てづらさを抱える保護者は増加しているものの、保護者の就労率の高さから本事業の利用及びその後の療育利用が困難なことがある。また、実際の療育利用に至るまでには保健師だけでなく、関係機関との緊密な連携が重要である。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	不妊検査・不妊治療費・不育治療費助成		
取組状況	〇第2期計画期間中に、不妊治療の保険適用化がされたことを受け、保険適用外の治療に対する助成に加え、保険適用の治療に対する助成を実施した。	評価	A
課題等	●申請に係る手続が複雑であるため、利用者にとって負担が大きい状況である。	今後の方向性	継続
事業名	こども医療費助成		
取組状況	〇令和5年度から、通院医療費助成の対象年齢を中学3年生までとし、非課税世帯は自己負担なしとした。 〇令和6年度から、通院医療費助成の対象年齢を高校3年生までに拡充し、所得制限を廃止した。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業名	ゲートキーパー研修会		
取組状況	○令和5年度の開催実績は1回であり、それ以前の第2期計画期間中においては新型コロナウイルス感染症のまん延などにより開催できていない。 ○住民に広く働きかけたい。	評価	D
課題等	●ゲートキーパー研修をより多くの住民に対し行うためにも、実施できる者の養成が必要。また、地区活動組織等や学校教諭に対する実施を充実させることで、地域ぐるみで支援する体制を整備する必要がある。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	予防接種		
取組状況	○適切に実施した。	評価	A
課題等	●定期接種の内容が変遷し続けており、住民に対し、より丁寧な説明・対応が必要	今後の方向性	継続

③食育の推進

事業名	食育教室		
取組状況	○新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、実施できていない。	評価	D
課題等	●坂町の郷土食の伝承のため、食生活改善推進員を中心として、保育園や学校、子育てサークルなど、若年層に対する活動を活性化させる必要がある。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	ごっくん教室		
取組状況	○令和2年度途中から「離乳食初期」の教室として実施している。 ○新型コロナウイルス感染症のまん延時には事業の中止や、オンラインの活用、人数制限下での実施等となったが、適切に実施した。 ○父親も参加することがあり、親同士の交流の場ともなっている。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続
事業名	もぐもぐ教室		
取組状況	○新型コロナウイルス感染症のまん延時は事業の中止や、オンラインの活用、人数制限下での実施となったが、適切に実施した。 ○父親も参加することがあり、親同士の交流の場ともなっている。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続

(3)子どもの教育環境の整備

①次代の親の育成

事業名	家庭教育学級		
取組状況	○男女共同参画講座や親子で参加できる講座、未就園の乳幼児とその保護者を対象としたすくすく学級などを実施。コロナ前より参加者は減っているが、父親の参加率は増加している。	評価	B
課題等	●参加する保護者は複数の講座に参加しているが、参加者は以前より減少している。	今後の方向性	拡大・拡充

②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

事業名	学力調査の実施		
取組状況	○全職員で学力調査結果の分析を行い、今後の取組を共有している。また、問題の解き直しを行い、児童にも誤答分析をさせるなど、自分の課題を把握し、今後の学習に繋げることができた。	評価	A
課題等	●今後も調査結果の分析を行い、個の学習指導上の課題の把握と、それを踏まえた授業改善を図る。	今後の方向性	継続
事業名	外国語指導助手の配置		
取組状況	○教職員間での連携を密にしながら子どもたちの英語による表現力の向上、英語を用いたコミュニケーション力を育む活動を充実させることができた。	評価	B
課題等	●英語を用いた表現について、難しさを感じている児童が一定数いる。学力テストの英語の結果においても課題が見られた。	今後の方向性	継続
事業名	タブレットやパソコンの導入		
取組状況	○各学校の児童・生徒1人に1台の配置ができている。ICTを効果的に活用した学習を実施することができた。	評価	A
課題等	●今後も、一人一台端末の効果的な活用に向けて推進していく。	今後の方向性	継続
事業名	無線 LAN の導入		
取組状況	○学校内の学習の場となる教室(普通教室・特別教室等)については、整備が完了した。	評価	A
課題等	●今後も、一人一台端末の効果的な活用に向けて推進していく。	今後の方向性	継続
事業名	「礼節」を基本とした道德教育の推進		
取組状況	○令和2年度から令和5年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「学校へ行こう週間」の開催中止等、地域公開はできなかったが、それ以外の教育活動において、「礼節」を基本とした道德教育の推進を図ることができた。	評価	B
課題等	●新型コロナ禍により、中止を余儀なくされた地域との相互交流の場を設定し、実施内容等を積極的に情報発信する等、地域、保護者との円滑な連携を推進する。	今後の方向性	継続
事業名	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置		
取組状況	○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに、児童生徒の様々な情報の整理統合やアセスメント、支援計画等の作成を早期に行い、教職員が組織的に支援できる体制を確立することができた。	評価	A
課題等	●不登校の児童生徒数の割合が全国平均値と比較すると高い状況にある。	今後の方向性	継続
事業名	新・体力テストの実施		
取組状況	○全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から明らかになった課題解決を図るため、各校が「体力づくり改善計画」を作成し、発達の段階に応じた運動の実践を行うことができた。	評価	A
課題等	●引き続き、「体力づくり改善計画」を活用した授業づくりや運動の日常化等を充実し、児童生徒の運動機会の増加や運動に対する意欲の向上につなげる。	今後の方向性	継続
事業名	教職員研修の実施		
取組状況	○教職員の資質能力の向上のため、年間を通じて様々な研修を実施することができた。	評価	A
課題等	●引き続き、教職員の資質能力の向上のための研修を実施していく。	今後の方向性	継続
事業名	学校独自のホームページによる情報発信		
取組状況	○各校の特色ある取組を写真を用いてホームページで情報発信することができた。	評価	A
課題等	●引き続き、特色ある取組や児童生徒の様子について、定期的に発信していく。	今後の方向性	継続

③家庭や地域の教育力の向上

事業名	豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実		
取組状況	○青少年育成坂町会議の家庭部会と保育園・こども園・小中学校が連携し家庭教育学級を実施。	評価	C
課題等	●コロナ感染予防のため、家庭教育学級を実施しない園や小学校があり、実施の周知方法を工夫する必要がある。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	地域の教育力の向上		
取組状況	○青少年育成坂町会議の家庭部会で例年行っていた「水でっぼうとそうめん流し」は、コロナ禍のため2年間未実施。令和4年度に事業内容を見直し、コロナ禍でも影響のないよう参加人数を縮小して「親子ウォーキングビンゴ大会」を実施。	評価	B
課題等	●大会の企画や運営を主に生涯学習課が行っていたため、地域や学校・保育園・こども園からの意見を聞く機会をもつ必要がある。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	子どもを取り巻く有害環境対策の推進		
取組状況	○未就園児の乳幼児の保護者対象のすくすく学級や家庭教育学級がコロナ禍で十分に開催することができず、インターネット等の学習機会を提供することができなかった。広島県の条例に基づき、インターネットに接続できる端末の販売店などに立入調査を行い、子どもたちが違法・有害情報に接する手段であるフィルタリングについて、端末販売時に保護者に説明しているか毎年調査を実施している。	評価	C
課題等	●インターネットやスマートフォンなどのルールについては小・中学校で学習する機会があるため、未就学児や乳幼児の保護者に学習機会を提供する必要がある。	今後の方向性	拡大・拡充

(4)子育てを支援する生活環境の整備

①良好な住環境の整備

事業名	子育て支援住宅		
取組状況	○令和2年度～令和5年度までに計59世帯が入居した。(町営平成ヶ浜住宅34世帯、坂町有住宅25世帯)	評価	A
課題等	●特になし	今後の方向性	拡大・拡充

②安心して外出できる環境の整備

事業名	交通安全教室		
取組状況	○毎週1回と春、夏、秋、年末の交通安全運動期間において街頭指導を実施している。また、町内各小学校及び保育園等で交通安全教室を年1回ずつ実施している。	評価	A
課題等	●協力者(交通指導員等)の高齢化と人員確保が課題となっている。	今後の方向性	継続
事業名	公共施設への授乳室の設置		
取組状況	○シモハナ Hall・町民センターに設置している。	評価	D
課題等	●すべての施設への設置はできていない。	今後の方向性	継続
事業名	「3人乗り自転車」及び「チャイルドシート」無料貸出し		
取組状況	○3人乗り自転車新車購入、チャイルドシートの新規寄付により、貸出し可能台数が増加した。 ○3人乗り自転車においては、ヘルメットの着用並びに保険加入が義務付けられ、いずれも遅滞なく対応した。	評価	A
課題等	●3人乗り自転車は需要はあるものの、普及が進んで当初の目標を達成していること、車体が老朽化していることなどから、事業の取りやめも検討する。	今後の方向性	縮小

③職業生活と家庭生活の両立

事業名	児童手当		
取組状況	○児童を養育している方に手当を支給。 ○令和6年10月から制度が拡充された。「支給対象児童の年齢を中学生から高校生年代までに延長」「第3子以降の手当額を月1万5千円から月3万円に増額」「第3子以降の算定に含める対象年齢を「18歳到達後の初年度末までから22歳到達後の初年度末まで延長」「支給回数を年3回から年6回に増加」	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続
事業名	延長保育		
取組状況	○町内4園で実施しており、一定数の利用がある。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続
事業名	預かり保育		
取組状況	○町内のこども園2園で実施しており、一定数の利用がある。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続
事業名	一時預かり保育		
取組状況	○保育園等に通っていない子どもの保育を実施。緊急時など、保育が困難となった場合に活用されている。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続
事業名	病児・病後児保育		
取組状況	○子どもが風邪などの場合に、一時的に保育を実施し、子育て世帯の負担を軽減した。	評価	B
課題等	●町内より町外の利用者が多い。	今後の方向性	継続
事業名	ファミリー・サポート・センター		
取組状況	○地域で家事や子育てにおいて支援が必要な家庭へ、まかせて会員を派遣し、支援を実施。	評価	B
課題等	●おねがい会員のニーズに合ったまかせて会員が見つからない場合がある。	今後の方向性	継続

④幼児教育の充実

事業名	幼保小連携教育の推進		
取組状況	○幼保小中連携協議会や行事の参加等を通じて、保育園、認定こども園と小学校が連携し、取組を推進することができた。	評価	B
課題等	●小学校については一部の教員による連携や取組の推進になっており、幼保小連携教育の取組を他の教員にも周知していく必要がある。	今後の方向性	継続

(5)支援を必要とする児童への取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

事業名	養育支援訪問		
取組状況	○関係機関と連携を図りながら、適切に実施した。	評価	A
課題等	●子の育てづらさ、多子世帯、精神的問題・経済的問題など、複合的に問題を抱える家庭が増加しており、関係機関と連携した支援の重要性が増している。	今後の方向性	継続
事業名	要保護児童対策地域協議会の運営		
取組状況	○要保護児童・要支援児童を中心に、関係者が定期的に集まり、検討及び情報共有を実施。	評価	B
課題等	●継続した支援を行うため、ケースの重症度に応じた対応指標を作成する必要がある。	今後の方向性	継続
事業名	子ども家庭総合支援拠点の設置		
取組状況	○令和3年度から設置し、18歳までの子どもやその家族の相談対応、アウトリーチを実施。 ○令和6年7月から、児童福祉分野と母子保健分野の連携により一体的な支援を行う「坂町こども家庭センター」を設置した。	評価	B
課題等	●児童福祉分野と母子保健分野の連携を強化する。	今後の方向性	継続

②ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	ひとり親家庭等学習支援		
取組状況	○定期的に開催し、児童の学習支援を実施。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続
事業名	ひとり親家庭等日常生活支援		
取組状況	○家事等の支援を必要とするひとり親家庭へ、ヘルパーを派遣し支援を実施。	評価	D
課題等	●利用者及び支援者の減少	今後の方向性	休止又は廃止
事業名	ひとり親家庭等医療費助成制度		
取組状況	○ひとり親家庭の経済的負担を軽減。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続
事業名	児童扶養手当の支給		
取組状況	○ひとり親家庭へ手当の支給を実施。	評価	A
課題等	●今後も継続して実施する。	今後の方向性	継続

③障害児施策の充実等

事業名	就学相談		
取組状況	○次年度就学を控えている子どもだけでなく、就学後の相談も増加している。保育所等や福祉(民生課)との連携もあり、早期の相談・決定により、子どもがもっとも力を伸ばすことのできる教育環境を選択、決定に繋がった。	評価	A
課題等	●就学相談の充実により、相談件数が増加傾向にあるが、限られた担当職員、教員人数で、相談の資質を低下させない業務の実施が課題である。	今後の方向性	継続
事業名	校内体制の整備		
取組状況	○坂町特別支援教育担当者協議会での協議により、特別支援教育内容の充実を図ることができた。また、介助員の配置により、日常生活上の介助、学習支援、安全確保などの、障害のある児童生徒への適切な支援の充実と学校運営の円滑化が図られた。	評価	B
課題等	●特別支援学級や通級による指導対象者の増加、通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒への教育的対応が求められていること、障害の状態の多様化により、教員のマンパワーだけでは十分な支援が困難な状況がある。引き続き、介助員の資質向上と、人数確保を要する。	今後の方向性	継続
事業名	特別支援教育就学奨励費		
取組状況	○毎年6月～7月に、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に、制度内容の周知及び申請手続案内を送付しており、約6割の世帯が補助対象と認定された。	評価	A
課題等	●特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加に伴う補助対象世帯数も増加傾向にある。引き続き、申請漏れのない、制度内容の周知や申請案内を実施する。	今後の方向性	継続

③障害児施策の充実等

事業名	障害児保育		
取組状況	○障害のある乳幼児も保育所等で受入れを行っている。令和4年度～令和6年度まで、医療的ケア児についても受入れを行っている。	評価	B
課題等	●重度心身障害児の受入れについては、受入れが難しい状況にある。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	ペアレント・トレーニングの実施		
取組状況	○平成29年度から継続してペアレント・トレーニングを実施し、約50名の保護者が受講した。子どもに一番身近な保護者が学ぶことにより、子どもの問題行動の改善や、保護者の養育に対する不安やストレスが軽減するなど親子双方への効果があった。	評価	B
課題等	●全11回を年2回実施しているが、平日の日中に開催し、期間も3か月にわたるため、受講者が限られる。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	学校巡回相談支援		
取組状況	○平成31年度から継続して小中学校に巡回相談支援を実施している。 ○令和3年度からは保育所等にも巡回相談支援を行い、町内の支援体制を強化した。	評価	B
課題等	●外部の発達障害に関する専門員に依頼するため、巡回相談支援の実施回数は、各学校・保育所等で年2回ずつと限られた開催であった。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	基幹相談支援センターの設置		
取組状況	○令和3年4月に設置した子ども家庭総合支援拠点(令和6年7月～坂町こども家庭センターへ名称変更)において、障害児に対する相談支援も行った。 ○基幹相談支援センターの機能を有する機関として、令和6年4月に保健・福祉総合相談室が設置された。	評価	C
課題等	●保健・福祉総合相談室と坂町こども家庭センターの連携を強化し、障害福祉に関する総合的な相談業務を行える体制を構築する必要がある。	今後の方向性	拡大・拡充

(6)子どもの貧困対策の推進

①生活や教育の支援

事業名	生活困窮世帯学習支援		
取組状況	○主に生活保護世帯の中学生を対象に、高校受験に向けた学習支援を行った。令和2年度は中学3年生1名を対象者として実施。しかし、令和3年度以降は対象となる中学生がいなかった。	評価	D
課題等	●近年は対象となる中学生がいらない。	今後の方向性	継続
事業名	生活困窮者自立相談支援		
取組状況	○相談者に対し、主訴や要因などを分析し、利活用可能な制度の案内や助言を行った。	評価	B
課題等	●新設された保健・福祉総合相談室と連携し、関係機関と協力して支援を行っていく必要がある。	今後の方向性	継続
事業名	生活困窮者一時生活支援		
取組状況	○相談者のうち、住居喪失者または喪失のおそれのある方に対し、一時利用を検討したが、利用に至る前に解決したため、実際の利用は無かった。	評価	C
課題等	●年に1回相談がある程度で、積極的に活用する制度ではない。ただし、対象者から相談があった場合に対応できるよう備えておく必要がある。	今後の方向性	継続
事業名	住居確保給付金		
取組状況	○対象者が少なく、利用件数は年間1、2世帯のみであるが、求職活動中の世帯が住居を失うことがないよう支援を行った。	評価	B
課題等	●受給要件や対象となる状況が限られるため、件数は少ないが、令和7年度に制度改正が予定されており、対象者が拡充される。	今後の方向性	拡大・拡充
事業名	坂町就学援助費		
取組状況	○就学予定の未就学児に対しては、10月実施の就学前健康診断の際、制度内容の周知及び申請手続案内を配付する。在校児童生徒については、年度末に、次年度の申請手続案内を配付する。学校、福祉(民生課)と連携し、申請漏れのない支給事務を推進した。	評価	A
課題等	●申請漏れのないよう、制度内容の周知や申請案内を実施するが、申請忘れや、配付した申請書類等を亡失する世帯も数件あるため、引き続き、学校や福祉(民生課)と連携し、申請を促し、切れ目のない支援を行う。	今後の方向性	継続

第3章 事業量の見込みと確保方策

保育サービスなどの量の見込みについては、ニーズ調査の結果と将来人口推計をもとに、国が示す算出引に基づき推計しています。一方で、事業によっては、実際の利用状況とかい離した量の見込みが出ている場合もあり、事業の利用状況などを考慮し推計しています。また、量の見込みと確保方策(=目標値)については、坂町子ども・子育て会議での意見や、広島県の子ども・子育て支援事業支援計画の確保方策との整合を図りながら設定しています。

1 教育・保育提供区域の設定

国においては、量の見込みや確保方策を設定するにあたり、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとしています。本町では、保育所の配置状況や子どもの人数を勘案し、町全域を1区域として設定します。

2 教育・保育給付

(1)保育認定

子ども・子育て支援法では、子どもの保育の必要性について、1号～3号の3段階に分けて、保育認定を行うこととしています。

■保育認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	
1号	3～5歳	保育の必要性がない子ども	幼稚園・認定こども園が利用できる
2号	3～5歳	保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園が利用できる
3号	0～2歳	保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園及び地域型保育※を利用できる家庭

※【地域型保育】小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指す。

■地域型保育の内容

類型	内容
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
家庭的保育	保育者の居宅などにおいて、5人以下の0～2歳児を受け入れて保育を提供する事業です(保育ママ)。
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です。
事業所内保育	事業所が自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業です。

※坂町では、地域型保育事業は行っておりません。

(2)教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容等

本町には、特定教育・保育施設として、認定こども園が2園、保育所が2園あり、利用実績やニーズ調査の結果等を踏まえて、教育・保育の事業量の見込みや、提供体制の確保内容等を設定します。

①1号・2号認定

(単位:人)

年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度						
区分		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定				
			教育 ニーズ	左記 以外		教育 ニーズ	左記 以外		教育 ニーズ	左記 以外		教育 ニーズ	左記 以外			
量の見込み（①）		41		241	42		245	38		222	37		218	36		209
確保 方策	特定教育・ 保育施設	45		265	45		265	45		265	45		265	45		265
	合計（②）	45		265	45		265	45		265	45		265	45		265
差引（②-①）		4		24	3		20	7		43	8		47	9		56

②3号認定

(単位:人)

年度		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
区分		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み(①)		24	40	59	24	47	46	24	46	55	24	45	54	24	44	52
確保 方策	特定教育・保 育施設	24	50	56	24	50	56	24	50	56	24	50	56	24	50	56
	合計(②)	24	50	56	24	50	56	24	50	56	24	50	56	24	50	56
差引(②-①)		0	10	▲3	0	3	10	0	4	1	0	5	2	0	6	4

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業について第3期計画では、児童福祉法改正により新たに創設された「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の3事業(令和6(2024)年4月1日施行)と、令和6(2024)年の子ども・子育て支援法改正により創設され、令和7(2025)年から施行される「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」、「産後ケア事業」の3事業が追加となっています。(「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」については、令和7(2025)年度は子ども・子育て支援事業に位置づけられますが、令和8(2026)年度からは給付制度となります。)

①時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位:人、箇所)

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数		160	160	160	160	160
②確保方策	実人数	160	200	200	200	200	200
	施設数	4	4	4	4	4	4
差引(②―①)	実人数		40	40	40	40	40

※令和6年度は令和6年10月1日現在の見込み

②一時預かり事業(幼稚園型)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、幼稚園や認定こども園で通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休業期間に預かり保育を行っています。

(単位:人日、箇所)

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用意向日数	1号認定		240	240	240	240	240
①量の見込み	1号認定		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
②確保方策	実人数	4,080	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	施設数	2	2	2	2	2	2
差引(②―①)	実人数		0	0	0	0	0

③一時預かり事業(幼稚園型以外)

家庭において一時的に保育が困難となった児童について、保育所等で受け入れて、一時的に保育を行う事業です。

(単位:人日、日、箇所)

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			350	350	350	350	350
②確保方策	延べ人数	324	350	350	350	350	350
	一時預かり	延べ人数	324	350	350	350	350
		施設数	2	2	2	2	2
	トワイライト ステイ	延べ人数	0	0	0	0	0
		施設数	7	7	7	7	7
差引(②-①)	延べ人数		0	0	0	0	0

④子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

(単位:人日、人)

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			50	50	50	50	50
②確保方策		45	50	50	50	50	50
差引(②-①)			0	0	0	0	0
登録会員数		110	110	110	110	110	110
	おねがい会員	40	40	40	40	40	40
	まかせて会員	60	60	60	60	60	60
	両方会員	10	10	10	10	10	10

⑤子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設又は里親宅等で養育・保護等を行っています。

令和6(2024)年度からは、養育環境に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等にも利用できるようになりました。

(単位:人日、箇所)

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			72	72	72	72	72
②確保方策	延べ人数	48	72	72	72	72	72
	施設数	1	2	2	2	2	2
差引(②-①)	延べ人数		0	0	0	0	0

※令和6年度は令和6年10月1日現在の見込み

⑥病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

(単位:人日、箇所)

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			120	120	120	120	120
②確保方策	延べ人数		770	770	770	770	770
	病児・病後児 対応型	70	70	70	70	70	70
	施設数	1	1	1	1	1	1
差引(②―①)			650	650	650	650	650

⑦地域子育て支援拠点支援事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:人回、箇所)

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
②確保方策	箇所数	2	2	2	2	2	2
	地域子育て支援 拠点事業		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
差引(②―①)			0	0	0	0	0

⑧利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

(単位:箇所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保方策		2	2	2	2	2
利用者支援事業	2	2	2	2	2	2
基本型		0	0	0	0	0
特定型		0	0	0	0	0
こども家庭センター型 (母子保健機能)		1	1	1	1	1
こども家庭センター型 (児童福祉機能)		1	1	1	1	1
その他						
差引(②―①)		0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭訪問)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位:人、箇所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	100	100	100	100	100
事業実施予定		1	1	1	1	1

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位:人、箇所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10	10
事業実施予定		1	1	1	1	1

⑪妊産婦健康診査

妊娠中に母体の健康状態を確認するために、一般健康診査(14回)、検査等(4回)を行い、産後に産婦の心身の状態を把握し、支援が必要な産婦の早期発見・対応を行うために、産後2週間、4週間の合計2回の産婦健康診査を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

(単位:人回)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,707	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

⑫放課後児童クラブ事業(留守家庭児童会)

保護者が労働等により家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位:人、箇所)

坂区域		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	①量の見込み	90	90	90	90	90	90
	②確保方策	94	94	94	94	94	94
	達成状況(②-①)	4	4	4	4	4	4
	小学 1～3 年生	①量の見込み	74	74	74	74	74
		②確保方策	78	78	78	78	78
		達成状況(②-①)	4	4	4	4	4
	小学 4～6 年生	①量の見込み	16	16	16	16	16
		②確保方策	16	16	16	16	16
		達成状況(②-①)	0	0	0	0	0
施設数	確保方策	2	2	2	2	2	2

(単位:人、箇所)

横浜区域		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	①量の見込み	82	82	82	82	82	82
	②確保方策	87	87	87	87	87	87
	達成状況(②-①)	5	5	5	5	5	5
	小学 1～3 年生	①量の見込み	72	72	72	72	72
		②確保方策	75	75	75	75	75
		達成状況(②-①)	3	3	3	3	3
	小学 4～6 年生	①量の見込み	10	10	10	10	10
		②確保方策	12	12	12	12	12
		達成状況(②-①)	2	2	2	2	2
施設数	確保方策	2	2	2	2	2	2

(単位:人、箇所)

小屋浦区域		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	①量の見込み	24	24	24	24	24	24
	②確保方策	23	23	23	23	23	23
	達成状況(②-①)	-1	-1	-1	-1	-1	-1
	小学 1～3 年生	①量の見込み	19	19	19	19	19
		②確保方策	18	18	18	18	18
		達成状況(②-①)	-1	-1	-1	-1	-1
	小学 4～6 年生	①量の見込み	5	5	5	5	5
		②確保方策	5	5	5	5	5
		達成状況(②-①)	0	0	0	0	0
	施設数	確保方策	1	1	1	1	1

(単位:人、箇所)

全区域		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	①量の見込み	196	196	196	196	196	196
	②確保方策	204	204	204	204	204	204
	達成状況(②-①)	8	8	8	8	8	8
	小学 1～3 年生	①量の見込み	165	165	165	165	165
		②確保方策	171	171	171	171	171
		達成状況(②-①)	6	6	6	6	6
	小学 4～6 年生	①量の見込み	31	31	31	31	31
		②確保方策	32	32	32	32	32
		達成状況(②-①)	1	1	1	1	1
	施設数	確保方策	5	5	5	5	5

⑬妊婦等包括相談支援事業

令和6(2024)年の子ども・子育て支援法改正により新たに創設され、令和7(2025)年4月1日に施行される事業です。

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。本町においては、利用者支援事業(こども家庭センター型)として実施します。

(単位:件、箇所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(母子健康手帳発行数)		94	94	94	94	94
事業実施予定		1	1	1	1	1

⑭産後ケア事業

令和6(2024)年の子ども・子育て支援法改正により新たに創設され、令和7(2025)年4月1日に施行される事業です。(令和3年度から令和6年度までは、母子保健法により同事業実施)

産後も安心して子育てができるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を行う事業で、病院・助産所の空き病床を活用する宿泊型、日中来所した利用者を対象とする通所型、通所型(短時間)、担当者が自宅まで出向く訪問型があります。

(単位:人、箇所)

		令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
宿泊型	量の見込み	2	2	2	2	2	2
	事業実施予定	1	1	1	1	1	1
通所型	量の見込み	0	0	0	0	0	0
	事業実施予定	0	0	0	0	0	0
通所型 (短時間)	量の見込み	10	10	10	10	10	10
	事業実施予定	1	1	1	1	1	1
訪問型	量の見込み	10	10	10	10	10	10
	事業実施予定	1	1	1	1	1	1

⑮乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

令和6(2024)年の子ども・子育て支援法改正により新たに創設され、令和7(2025)年4月1日に施行される事業です。

未就園の0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労状況を問わず、月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園を可能とする事業です。令和7(2025)年4月1日に地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、令和8(2026)年4月1日から給付化となります。

(単位:時間、人)

			令和6年度 (実績見込み)		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
			時間数	人数	時間数	人数	時間数	人数	時間数	人数	時間数	人数	時間数	人数
0歳児	量の見込み				0	0	80	8	80	8	80	8	80	8
	確保 方策	保育所			0	0	20	2	20	2	20	2	20	2
		認定こども園			0	0	20	2	20	2	20	2	20	2
		地域子育て支援拠点			0	0	40	4	40	4	40	4	40	4
		計			0	0	80	8	80	8	80	8	80	8
1歳児	量の見込み				0	0	80	8	80	8	80	8	80	8
	確保 方策	保育所			0	0	20	2	20	2	20	2	20	2
		認定こども園			0	0	20	2	20	2	20	2	20	2
		地域子育て支援拠点			0	0	40	4	40	4	40	4	40	4
		計			0	0	80	8	80	8	80	8	80	8
2歳児	量の見込み				0	0	80	8	80	8	80	8	80	8
	確保 方策	保育所			0	0	20	2	20	2	20	2	20	2
		認定こども園			0	0	20	2	20	2	20	2	20	2
		地域子育て支援拠点			0	0	40	4	40	4	40	4	40	4
		計			0	0	80	8	80	8	80	8	80	8
合計	量の見込み				0	0	240	24	240	24	240	24	240	24
	確保 方策	保育所			0	0	60	6	60	6	60	6	60	6
		認定こども園			0	0	60	6	60	6	60	6	60	6
		地域子育て支援拠点			0	0	120	12	120	12	120	12	120	12
		計			0	0	240	24	240	24	240	24	240	24

⑩子育て世帯訪問支援事業

令和4(2022)年の児童福祉法一部改正により創設された事業です。

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

(単位:人日、箇所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44	48	48	48	48	48
事業実施予定	1	1	1	1	1	1

⑪児童育成支援拠点事業

令和4(2022)年の児童福祉法一部改正により創設された事業です。

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

(単位:人、箇所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
事業実施予定	0	0	0	0	0	0

⑫親子関係形成支援事業

令和4(2022)年の児童福祉法一部改正により創設された事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

(単位:人、箇所)

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
事業実施予定	0	0	0	0	0	0

●実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する

●多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない

●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

	令和6年度 (実績見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施の有無	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する

4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものですが、子どもの最善の利益を考えながら、教育・保育の提供と推進、地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していきます。

- 役場、教育・保育施設、小学校等が相互に連携を図り、それぞれの年齢に応じた子どもの健康についての情報提供や意識啓発を促進します。
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づき、町内の教育・保育施設を中心として、様々な体験活動を通して地域との交流事業をはじめ、幼稚園教諭や保育士等への研修を取り入れることなどを検討しながら、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上を図ります。
- 幼保一体型施設については、地域の実情や施設の状況を踏まえ、地域の理解を十分に得たうえで移行について検討し、子どもの教育・保育施設への入園に対する保護者の選択肢の幅の拡大に努めます。

第4章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

こどもまんなか社会の実現を目指して、令和5(2023)年4月にこども家庭庁が創設されるのと同時に、こども施策の基本的な方針となるこども基本法が施行されました。

令和6(2024)年4月の児童福祉法一部改正や、令和6(2024)年9月30日公布の子ども・子育て支援法一部改正により、地域子ども・子育て支援事業に新たな事業が創設され、また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針も改正・告示されました。

このように目まぐるしく変化する子ども・子育て環境の中で、本町では引き続き、子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を「坂町子ども・子育て支援事業計画」に位置づけ、子どもの健やかな成長と子育て家庭の子育てを 地域ぐるみで支援していくこととし、第1期、第2期の基本理念を継承するものとします。

基本理念
「子どもがいきいきと明るく育ち、 安心して子育てができるまち、さか」

2 計画の基本的な視点

第2期計画を継承し、本計画における基本的な視点を次の3点とします。

計画の基本的な視点
①子育て:子どもの健やかな成長を支援する基盤づくり
②親育ち:子育てを通して親も育っていく基盤づくり
③地域育ち:地域が、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、連帯の輪が広がる地域になるための基盤づくり

3 施策の目標

基本理念をめざし、3つの視点を踏まえつつ、次の6つの目標を掲げて、本町の子育てに関する取組を推進していきます。基本目標についても基本理念と同様、第2期計画を原則として継承し、以下の視点から検討推進を図ります。

目標1:地域における子育ての支援

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供することのできる環境整備に努めます。また、町の実情に応じた子育て支援サービスの充実に努めます。

目標2:親と子どもの健康の確保及び増進

子どもを取り巻いている社会環境の変化にともなう「食」や「性」に対する意識の変化等も正確に捉えて必要な施策を図り、子どもの生誕を心から喜ぶことができ、子どもが心身ともに健康に成長できる地域の支援体制づくりに努めます。

目標3:子どもの教育環境の整備

成長過程において、確かな学力、豊かな心、健やかな体をつくることができるよう、家庭、学校及び地域が連携しながら教育環境の充実を一層推進します。また、次代の親を育成するという観点から、男女が協力して家庭を築き、子どもを育てていくための意識づくりに努めます。

目標4:子育てを支援する生活環境の整備

子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい、地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、自然とふれあいながら良好な環境の中で生活できるよう支援します。

目標5:支援を必要とする児童への取組の推進

支援が必要な子どもや保護者への対応などきめ細かな取組を推進し、すべての子どもの成長を支援するため、保健、福祉、医療、教育などの関係機関の連携を強化し、支援が必要な子どもや保護者を支える体制整備に努めます。

目標6:こどもの貧困解消に向けた対策の推進

家庭の経済的貧困など様々な要因により、夢と希望を持つことが困難な状況の子どもたちを支援していくため、教育・生活・保護者の就労支援などの支援施策を推進します。

4 計画の体系

基本理念	施策の目標	施策
子どもがいいきと明るく育ち、 安心して子育てができるまち、さか	1 地域における子育ての支援	(1)地域における子育て支援サービスの充実 (2)子育て支援のネットワークづくり (3)子どもの健全育成 (4)地域における人材活用
	2 親と子どもの健康の確保及び増進	(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策 (2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3)食育の推進
	3 子どもの教育環境の整備	(1)次代の親の育成 (2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 (3)家庭や地域の教育力の向上
	4 子育てを支援する生活環境の整備	(1)良好な住環境の整備 (2)安心して外出できる環境の整備 (3)職業生活と家庭生活の両立 (4)幼児教育の充実
	5 支援を必要とする児童への取組の推進	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭の自立支援の推進 (3)障害児施策の充実等
	6 こどもの貧困解消に向けた対策の推進	(1)生活や教育の支援

第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 地域における子育ての支援

(1)地域における子育て支援サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が、安心して子育てができるよう地域における様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成など、地域資源を活用した取組を推進します。

事業名	事業概要	担当課
子育て支援センター	主に、0～3歳児の乳幼児と保護者が自由にくつろげるフリースペースで、保育士が常駐し、子育てについての相談を受け、子育てに関するイベントや講座を行う。	民生課
オープンスペースへの支援	育児ボランティア「あみーごきっず」が実施するオープンスペースを支援する。	民生課

(2)子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、読みやすくわかりやすい子育てマップや子育てガイドブックの作製・配布等による情報提供を行います。

事業名	事業概要	担当課
子育てマップ・子育てガイドブックの作製	妊娠・出産から小学校就学までの親子を対象とした制度や支援、子育てに関連する施設などをまとめた冊子を作製する。	民生課

(3)子どもの健全育成

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、国が定める「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後健全育成事業及び放課後子ども教室を推進します。

「留守家庭児童会」については、夏休みなどの長期休業中のみの入会や開設時間延長等について検討が必要となっています。

「放課後子ども教室」については、保護者の積極的な参加とともに、ボランティアの高齢化に伴い、新しいボランティアによる支援が必要となっています。

事業名	事業概要	担当課
留守家庭児童会	夏休みなどの長期休業期間のみの入会受付を実施しており、さらに開設時間の延長について検討を行う。	生涯学習課
放課後子ども教室	地域ボランティアの募集を引き続き行うとともに、県の生涯学習センターと連携し、大学生のボランティアの募集を行う。	生涯学習課

(4)地域における人材活用

子ども・子育て支援新制度では、保育園等や子育て支援センターでの子育て支援のみならず、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、支援の担い手となる人材の確保が必要なことから、高齢者、育児経験豊かな主婦等の地域人材を効果的に活用していき、地域の子育て力の向上を図ります。

また、地域の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。

事業名	事業概要	担当課
ファミリー・サポート・センター	制度の周知をしながら、より利用しやすい体制を整備していく。 地域の高齢者などに声をかけ、おねがい会員、まかせて会員ともに会員を増やし、事業の充実を図る。	民生課

2 親と子どもの健康の確保及び増進

妊娠・出産・子育てが安全かつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取組を推進します。

(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導、予防接種等の充実に努めます。特に、親の育児不安の解消等を図るため、こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健康診査の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援を実施します。

また、こうした乳幼児健康診査等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を推進します。

さらに、妊婦やその家族に対する出産準備や相談の場の提供や産後・育児期の支援の充実に図ります。

切れ目のない保健対策を推進するため、保育関係者、医療関係者及び教育関係者との連携が、一層必要となっています。

事業名	事業概要	担当課
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。	保険健康課
妊婦健康診査	妊娠中に一般健康診査(14回)、検査等(4回)を行い、母体の健康状態を確認する。	保険健康課
産婦健康診査	産後2週間、4週間の合計2回の産婦健康診査を行い、産婦の心身の状態を把握し、支援が必要な産婦の早期発見・対応を行う。	保険健康課
産後ケア事業	産婦に対する訪問型・通所型・通所型(短時間)・宿泊型の4つのケアを通じて産婦の心身の負担軽減を図り、保護者がより穏やかに育児できるよう支援する。	保険健康課
親子の絆づくりプログラム1 「赤ちゃんが来た！」	第1子の生後2～5か月の乳児を子育て中の親が集まり、それぞれが子育てについて話し合い、共有し、学び合う中で、親が穏やかな気持ちで子どもと向き合い、「親子の絆」を深め、子どもの心に「心の安定根」を育む。	保険健康課
親と子の絆づくりプログラム2 「きょうだいが生まれた！」	生後2～8か月の第2子以上の乳児を子育て中の親が集まり、主に上の子への接し方などについて話し合い、共有し、学びあう中で、親が上の子・乳児それぞれに穏やかな気持ちで向き合い、「親子の絆」を深め、子どもの心に「心の安定根」を育む。	保険健康課
ひよこ教室	日常の親子のコミュニケーションとして効果的なベビーマッサージを実施するとともに、親同士の交流の場としても活用する。	保険健康課
プレママ交流会	母親学級の1講座として開催。母親学級参加中の妊婦と、出産を終え子育て中の母親(多くは学級卒業生)が子育て支援センターで交流会を行う。	保険健康課

事業名	事業概要	担当課
両親学級	就労する妊婦やその家族が参加しやすい土日に開催し、沐浴体験や助産師の講話などを通じて出産に伴う不安の軽減に努める。また、親同士の交流の場とする。	保険健康課
さかっ子ひろば(育児相談)	子育てに関する相談や助言、親の心身の健康のサポートを行う。また、親同士の交流の場とする。	保険健康課
こども家庭センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する。	民生課 保険健康課
2歳児歯科相談	幼児の心身の発育発達状況の把握及び保護者の育児不安の把握を行うとともに、相談対応や必要な支援の調整、関係機関との連絡調整を実施し、幼児とその保護者に対して切れ目のない支援を実施する。	保険健康課
こども教室	発達の気になる児、関わりが難しい児や、育てづらさを抱える親を対象として、遊びを通じて児の発達や関わり方への助言を行い支援する。	保険健康課
不妊検査・不妊治療費・不育治療費助成	不妊検査・一般不妊治療(5万円)、特定不妊治療(初回30万円、初回以外15万円等)、不育症治療(1年度30万円)に対し、一定額を上限として、助成を行う。	保険健康課
予防接種	定期予防接種を実施し、任意予防接種も一部助成している。	保険健康課
こども医療費助成	令和6年度から対象を高校3年生相当まで拡大し、さらなる子育て家庭の経済的負担を軽減する。	民生課

(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十代の自殺や性、不健康やせ等の思春期における課題は、次世代の子どもの心身の健康に関する重要な課題であり、その重要性を認識し保健対策の充実等を進めることが重要です。児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見、原因の早期解消等に取り組むほか、児童生徒の心のケアを進める相談体制の充実や性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し子どもの行動を受け止めるなど地域づくりを進めます。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題にかかる専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めていきます。

事業名	事業概要	担当課
ゲートキーパー研修会	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人を育成する。	保険健康課

(3)食育の推進

乳幼児期から正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、体験活動の取組等を進めます。

また、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

さらに、坂町の郷土食の伝承のため、食生活改善推進員を中心として、保育園や学校、子育てサークルなど、若年層に対する活動を活発化させることが必要となっています。

事業名	事業概要	担当課
食育教室	食生活改善推進員の健康料理教室について、学校や保育園等にも取組を広げ、郷土料理や食文化について伝える。	保険健康課
ごっくん教室	4か月児の乳児の親を対象に離乳食(初期)講習会を、参加者が質問しやすいよう少人数形式で行う。	保険健康課
もぐもぐ教室	7か月児の乳児の親を対象に離乳食(中期)講習会を、参加者が質問しやすいよう少人数形式で行う。	保険健康課

3 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、就学前からの子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるため、支援の充実などの取組を推進するとともに、認定こども園や保育園等と連携を取りながら、子どもを産み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します

(1)次代の親の育成

男女で協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義や喜びを理解することは、次代の親となる青少年にとってはとても大切なことです。子育てについての学習の場や乳幼児とふれあえる機会を提供し、子育てに関する知識の普及や子どもに対する愛着の醸成に努めます。

(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境の整備に努めます。

(ア)確かな学力の定着

子どもが社会変化の中で主体的に生きていくことができるよう、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが必要です。そのため、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

(イ)豊かな心の育成

豊かな心を育むため、道德教育の指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道德教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・教育により、多様な体験活動や子どもの読書活動を推進します。また、いじめ、暴力行為、不登校等に対応するために、相談体制の強化や学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくりを推進します。

(ウ)健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善を進め、体育の授業を充実させます。また、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

(エ)信頼される学校づくり

保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図り、地域ぐるみで子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

事業名	事業概要	担当課
学力調査の実施	小学校1年生～中学校3年生の学力の定着状況を把握するため学力調査を実施する。 個の学習指導上の課題の把握と、それを踏まえた授業改善を図る。	学校教育課
外国語指導助手の配置	担任に加え外国語指導助手を配置し、英語教育の強化に取り組む。 ICTの活用も踏まえ、ペアやグループで英語を使って伝え合う活動をより一層充実させるなどの授業の改善を図る。	学校教育課
タブレットやパソコンの導入	一人一台端末を効率的に活用した学習の実施を図る。	学校教育課
無線 LAN の導入	無線LAN環境については、保守点検、故障の早期対応等、学びを止めない、適切な維持管理を図る。	学校教育課
「礼節」を基本とした道徳教育の推進	「学校へ行こう週間」(11/1～11/8)を「礼節週間」とし、この期間に、道徳参観日、交流行事等、道徳の時間を地域に公開し、保護者や地域と連携した道徳教育を推進する。 「礼節週間」「道徳参観日」の実施内容等を積極的に情報発信する等、地域、保護者との円滑な連携を図る。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを坂中学校に配置する。また、坂中学校を拠点校として、坂小学校、横浜小学校、小屋浦小学校に派遣する。 不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を行う。	学校教育課
新・体力テストの実施	小学校1年生～中学校3年生を対象とし年1回実施する。 「体力づくり改善計画」を作成し、発達の段階に応じた運動の実践を行う。	学校教育課
教職員研修の実施	教職員の資質・指導力の向上のために実施する研修の内容を充実する。	学校教育課
学校独自のホームページによる情報発信	学校独自のホームページにより、特色ある取組や児童生徒の様子について、定期的に発信する。	学校教育課

(3)家庭や地域の教育力の向上

家庭・学校・地域が連携して、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力の向上をめざします。

(ア)豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

各家庭における教育の自主性を尊重しつつ、地域や学校とのつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、家庭教育支援を強化していきます。

(イ)地域の教育力の向上

子ども自らが課題を見つけて自主的に判断し問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を蓄えた生きる力を育むことが重要です。このために、家庭、学校及び地域が連携し、様々な活動に大人と子どもが一緒に取り組む機会を充実させ、また、地域や学校・保育園・こども園等から意見を聞く機会を持つことなどにより、地域の教育力の向上をめざします。

(ウ)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

近年インターネットなどのメディア上における有害情報の発信や、携帯端末などを利用したネット上でのいじめやコミュニティサイト等に起因する事件、さらに長時間の利用による生活の乱れが社会問題化しております。

こうしたトラブルから未然に子どもたちを守る体制整備が必要であり、関係機関が連携し、インターネットを適切かつ安全に利用できる環境づくりを進めるため、子どもや保護者への学習機会の提供を推進します。

また、携帯ゲーム機やスマートフォン等の普及に伴い、乳幼児期からのメディアとの接触が課題となっていることから、過度のメディア接触による発達への影響やネット依存の問題などについて、意識啓発を推進します。

事業名	事業概要	担当課
豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実	保育園・こども園・小学校・中学校で家庭教育についての講習会等を行えるよう周知・連携を行う。 保育園・こども園・小学校・中学校で年1回は講演会等を連携して実施する。	生涯学習課
地域の教育力の向上	関係機関と事業実施前に協議し、事業内容を深める。 親子ウオーキング・ビンゴ大会を関係機関と連携し実施する。	生涯学習課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	保育園・こども園と連携し、インターネットなどの講座を開催する。 また、立入調査を引き続き行い、子どもたちの健全育成に努める。 保育園・こども園と連携し、保護者を対象とした講座を開催する。	生涯学習課

4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

(1)良質な住環境の整備

深刻な少子化を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から既存ストックを活用しつつ、子育てサービスを受けられる住宅棟の供給に努めます。

また、子育て世帯の居住の安定的確保を図るため、子どものいる世帯に対する公共賃貸住宅における優先入居の実施等に積極的な取組を行います。

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザインの導入を推奨します。

事業名	事業概要	担当課
子育て支援住宅	良質な住環境確保のため、引き続き既存施設等の維持管理に努める。 老朽化した共用施設等を改修する。	建設課

(2)安心して外出できる環境の整備

駅、公共施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動の円滑化を推進します。

子どもを交通事故から守るために、交通安全教室を引き続き実施し、学校・警察・関係団体等と連携しながら、事故防止の意識啓発や環境整備に努めます。

妊産婦、乳幼児連れ等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関等において、段差の解消等のバリアフリー化に加え、ユニバーサルデザインの導入を推進していきます。特に公共施設において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりとした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できる環境を整備します。

事業名	事業概要	担当課
交通安全教室	毎週1回と春、夏、秋、冬の交通安全運動期間での街頭指導や交通安全教室を実施する。	環境防災課
公共施設への授乳室の設置	小さなお子様を連れた方が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替え等ができるスペースを整備する。	民生課
「3人乗り自転車」及び「チャイルドシート」無料貸出し	子育て支援の一環として「3人乗り自転車」及び「チャイルドシート」の貸出しを行う。	保健・福祉総合相談室

(3)職業生活と家庭生活の両立

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。そのために、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実感できる環境づくりが必要です。

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた情報提供に努めるほか、男女双方が職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備・改善に向けた周知啓発活動の推進に努めます。また、保育サービスや放課後児童健全育成等の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

事業名	事業概要	担当課
児童手当	国の制度改正に伴い、高校3年生相当までの子どもに対して、手当を支給する。	民生課
延長保育	今後も、入園される保護者の方をはじめとする、保育園等利用者に対し、制度の周知を行っていく。	民生課
預かり保育	今後も、入園される保護者の方をはじめとする、保育園等利用者に対し、制度の周知を行っていく。	民生課
一時預かり保育	今後も事業を継続して実施し、緊急時の保育を行うことで子育て世帯の負担を軽減する。	民生課
病児・病後児保育	制度の周知をしながら、より利用しやすい体制を整備していく。	民生課
ファミリー・サポート・センター	制度の周知をしながら、より利用しやすい体制を整備していく。 おねがい会員、まかせて会員ともに会員を増やし、事業の充実を図る。	民生課

(4)幼児教育の充実

乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成及び小学校以降の教育の基盤を培う重要なものです。子どもが育つ環境に関わらず、全ての乳幼児に、乳幼児期に育みたい力の育成に向けた家庭や保育園等における教育・保育が行われ、小学校以降の教育の基礎が培われるような取組を推進するとともに、幼保小連携教育の取組を周知することが必要となっています。

事業名	事業概要	担当課
幼保小連携教育の推進	保育園・認定こども園と小学校が連携しながら、互いの教育・保育を理解し、見通しをもって、子どもの育ちと学びを連続させていく連携体制の構築と教育内容の充実を図る。 連携体制の構築と教育内容の充実に向けた研修を実施する。	学校教育課

5 支援を必要とする児童への取組の推進

児童虐待の防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童に対して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。また、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「こども家庭センター」や障害児者が地域で安心して暮らすことができるように、地域の相談支援機関の中核的な役割を担う機関となる「基幹相談支援センター」の充実を図ります。

(1) 児童虐待防止対策の充実

子の育てづらさ、多子世帯、精神的問題・経済的問題など、複合的に問題を抱える家庭が増加しています。養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や民生委員・児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子どもの虐待を防止するほか、早期発見、早期対応に努めます。

また、広島県西部こども家庭センター及び警察の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有することが不可欠です。

(ア) 関係機関との連携及び相談体制の強化

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の機能の強化が必要です。

また、要保護児童等への組織的な対応及び適切な評価を確保するため、要保護児童対策地域協議会に専門性を有する職員の配置等、体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護の実施が適当と判断した場合や専門性や権限を要する場合には、こども家庭センター又は警察への送致を行うほか、適切に援助を求め、児童虐待による重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

(イ) 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

また、児童福祉、母子保健関係部署が日ごろから緊密な連携を図るとともに、医療機関等と効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見のため、通告の義務等に必要な広報その他啓発活動に努めるとともに、地域資源や民生委員・児童委員をはじめ、「地域のちから」を活用して児童虐待の防止に努めます。

事業名	事業概要	担当課
養育支援訪問	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	保険健康課
要保護児童対策地域協議会の運営	虐待を受けている児童の早期発見及び防止並びに当該被害者の迅速かつ適切な保護及び支援を行うため、関係機関・団体が情報の共有及び連携の強化に努める。	民生課
こども家庭センターの設置	町内の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、関係機関との連絡調整その他必要な支援に係る業務を包括的に行うため、拠点を設置する。	保険健康課 民生課

(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子家庭等対策総合支援事業、保育所等の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針の定めるところにより、総合的な自立支援を推進します。

事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭等学習支援	ひとり親家庭へ制度の周知を図り利用を促進する。	民生課
ひとり親家庭等日常生活支援	生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	民生課
ひとり親家庭等医療費助成制度	継続して、ひとり親家庭の経済的負担を軽減する。	民生課
児童扶養手当の支給	国の制度改正に則して手当を支給する。	民生課

(3)障害児施策の充実等

障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診断等の実施を推進します。

また、障害等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供が必要です。就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実を図ります。

さらに、障害のある子どもには、状態に応じて可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、保育士等子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのため、乳幼児期から保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

保育所、留守家庭児童会等において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れにあっては、各関係機関との連携を図ります。

障害者施策の対象者が増加傾向となっているため、支援する人員の資質の向上のための取組や、人数の確保が必要となっています。

事業名	事業概要	担当課
就学相談	成長や発達、学習面での心配がある、小学校就学前の子どもや就学後の児童生徒の最適な教育環境を決定するための教育相談を実施する。 保育所等や福祉(民生課)と連携し、早期の相談・決定により、子どもがもっとも力を伸ばすことのできる教育環境を選択、決定に繋げる。	学校教育課
校内体制の整備	特別支援教育内容の充実と共に、介助員の配置により、日常生活上の介助、学習支援、安全確保など、障害のある児童生徒への適切な支援の充実と円滑な学校運営を図る。 坂町特別支援教育担当者協議会の充実と研修会等による介助員の資質向上と配置により、障害の状態の多様化に応じた適切な支援を行う。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	「特別支援教育就学奨励費」補助制度により、特別支援学級に就学する児童生徒の家庭の経済状況等に応じて、保護者が負担する教育関係経費について経済的負担を軽減する。 学校、福祉(民生課)と連携し、申請漏れのない、制度内容の周知や申請案内を実施する。	学校教育課
障害児保育	保育に欠け、かつ、心身に障害を有している乳幼児を保育所に受け入れ、健常な乳幼児とともに統合した環境のもとで保育することによって、よりよい成長・発達を促し、健常児の障害児に対する理解を深め、障害児保育の総合的推進を図る。 また、保育所等と町内の児童発達支援センターとの連携を強化し、障害児保育の充実を図る。	民生課
ペアレント・トレーニングの実施	児童発達支援センターへ委託し、発達の気になる子どものいる保護者又は、発達障害のある子どものいる保護者に対し、ペアレント・トレーニングを実施し、早期発見及び発達支援を行うとともに、保護者支援の充実を図る。 開催日程の調整や、短縮版の開発などを行い、より多くの保護者が受講できるように改善を図る。	民生課
学校等巡回相談支援	学校等において、専門員による巡回相談支援を実施し、障害がある児童又は気になる児童に対する支援を行うための体制整備を図る。 町内の児童発達支援センターへ事業委託し、巡回回数の増加や巡回先の拡充を図る。	民生課
基幹相談支援センターの設置	令和6年4月設置の保健・福祉総合相談室(基幹相談支援センター機能を有する)及び令和6年7月設置の坂町こども家庭センターが連携し、障害児を取り巻く相談支援体制を強化する。	民生課

6 こどもの貧困解消に向けた対策の推進

こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられないことがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6(2024)年6月26日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立し、公布されました。この改正によって、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたことに伴い、「子どもの貧困対策」は「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更されました。

改正法では、目的や基本理念を充実するとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱(以下「こども貧困大綱」という。)において指標の追加や、こども貧困大綱を定めるにあたって関係者の意見反映の規定が新設されています。

■こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(抜粋)■

(目的)

第1条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和4年法律第77号)の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

- 第3条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

- 第9条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱(以下この条及び次条において単に「大綱」という。)を定めなければならない。
- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1)こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
 - (2)こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - (3)教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項
 - (4)こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
 - (5)こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項
- 3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 こども基本法第9条第1項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第2項各号に掲げる事項に係る部分は、第1項の規定により定められた大綱とみなす。
- 5 第2項第2号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(1)生活や教育の支援

本町では、子どもの貧困対策の重点施策である「教育の支援」についての取組の一つとして、生活困窮家庭の学習等に課題を抱える子どもに対し、子どもの健全育成の視点に立った学習支援の充実を図ります。

支援に当たっては、制度内容や申請手続等の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行う必要があります。

事業名	事業概要	担当課
生活困窮世帯学習支援	子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。 年間1名支援することを目標とする。	民生課
生活困窮者自立相談支援	生活に困りごとや不安を抱えている場合は、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、関係機関と連携して寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 年間4件のプラン作成を目標とする。	民生課
生活困窮者一時生活支援	住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。	民生課
住居確保給付金	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給する。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。また、高額家賃の物件に居住する方には転居費用を支給する。 年間2世帯への支援を目標とする。	民生課
坂町就学援助費	「坂町就学援助費」により、経済的な理由で就学が困難な坂町立小学校又は中学校に在学及び就学予定の児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費等必要な援助を行う。 学校、福祉(民生課)と連携し、申請漏れの無い、制度内容の周知や申請案内を実施する。	学校教育課

第6章 計画の推進

1 ニーズに基づく適切な事業の展開

本計画の推進にあたっては、多様化する教育・保育事業に対する保護者のニーズに的確に対応できる体制を築くため、必要なサービスの量を把握し、サービスの提供内容を検討することで、施設整備を含む質の向上を目指します。

2 関係機関との連携強化

本計画は、教育・保育・保健・医療・福祉・まちづくり等の広範にわたる子育て支援に関する総合的な計画です。

このため、庁内関係部署間の連携を強化し、横断的に施策を推進するとともに関係機関や関係団体、県、近隣市町との連携・協力体制の構築を目指し、適切に計画の推進を図ります。

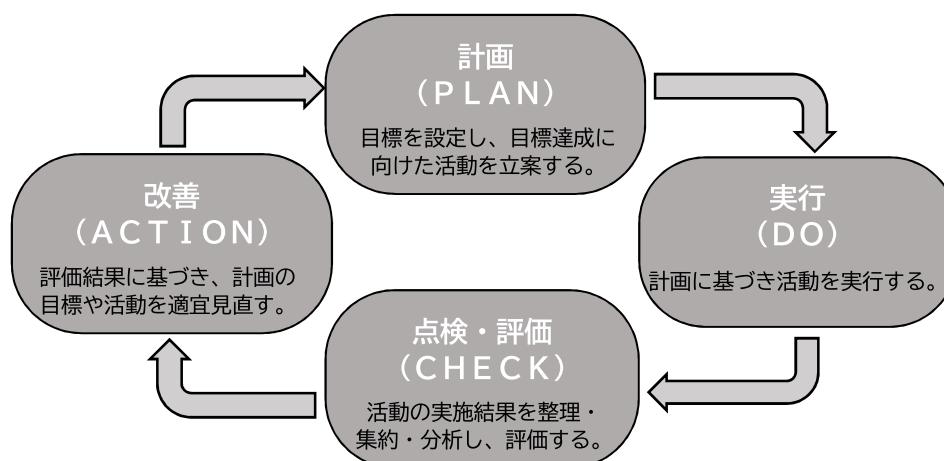
3 住民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、住民と行政の協働により施策を推進していく必要があります。社会全体で子育て支援を推進していくために、行政をはじめ地域や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

4 PDCAサイクルによる推進・管理体制

計画の推進にあたっては、計画(PLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、改善(ACTION)に基づく進行管理(PDCAサイクル)により、常に改善を図ります。また、本計画の内容については住民に公表するとともに、その推進状況について毎年度評価・点検を行い、「坂町子ども・子育て会議」に報告します。

■PDCAサイクルのプロセス図■



資料編

1 坂町子ども・子育て会議条例

平成 25 年9月 11 日条例第 20 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第1項の規定に基づき、坂町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じ、町が実施する子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する施策について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の子ども・子育て会議は、町長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部長を置き、会長が指名する。

4 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第5条第3項の規定は部長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 子ども・子育て会議委員には、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年坂町条例第4号)に定めるところにより、報酬及び旅費を支給する。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、民生部民生課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 坂町子ども・子育て会議委員名簿

所 属	職 名	氏 名
坂みみょう保育園保護者会	会 長	高市 美由紀
小屋浦みみょう保育園保護者会	会 長	永岡 誠馬
横浜若竹こども園保護者会	会 長	入口 佳那
なぎさ若竹こども園保護者会	会 長	川口 侑史
坂町4校 PTA 連絡協議会	会 長	渡部 亮
坂町教育委員会	教育次長	宮 香緒利
坂町民生部	部 長	藤本 大一郎
坂みみょう保育園	園 長	倉本 弘子
小屋浦みみょう保育園	園 長	柳楽 薫
横浜若竹こども園	園 長	永田 早苗
なぎさ若竹こども園	園 長	長本 守
坂町校長会	会 長	藤原 文代
子育て支援センター なかよしハウス	保育士	久保 利江子
子育て支援センター パオちゃんルーム	保育士	北村 雄子
広島文化学園大学人間健康学部	特任教授	磯邊 省三
坂町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	木戸 南子
坂町女性会連絡協議会	会 長	奥廻 幸恵
坂町住民福祉連絡協議会	会 長	出下 一教

(委嘱期間 令和5年5月1日～令和7年4月30日)

3 用語解説

【か・力行】	
子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的に、相談業務、情報提供、育児サークルの支援等を行う機関。 本町では「なかよしハウス」と「小屋浦パオちゃんルーム」があります。
こども家庭センター	町内の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、関係機関との連絡調整その他必要な支援に係る業務を包括的に行う機関。
【さ・サ行】	
児童虐待	大人による、非偶発的に（単なる事故ではなく、故意による場合も含んで）子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為。 児童虐待の防止等に関する法律第2条で、児童虐待は以下の4種類に分類されます。 ①身体的虐待 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など ②性的虐待 こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など ③ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など ④心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など
障害児保育	障害のある子どもに必要なサポートや支援をしながら保育すること。
食育	食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。 国は令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を定め食育を推進している。
スクールカウンセラー	教育機関において、児童の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教職員や保護者に対して指導・助言を行う専門家を指す。
スクールソーシャルワーカー	子どもの環境による問題に対し、学校と児童相談所等の関係機関との連携・調整を行いつつ、環境の改善に向けて、保護者、教職員や地域への支援・相談・情報提供を通じて解決を図る専門家を指す。
【な・ナ行】	
ネウボラ	フィンランド語で「助言の場」を意味し、妊娠期から出産、子どもの就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点を指す。

認定こども園	都道府県が条例で定める認定基準を満たし、幼児教育・保育を一体的に行う施設。家庭の事情や地域の実情などに応じて選択できるよう4つの種類に分けられる。 ①幼保連携型 幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。 ②幼稚園型 認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ ③保育所型 認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ ④地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
【は・ハ行】	
バリアフリー	スロープや手すりの設置、段差の解消等により、高齢者や障害者等が移動しやすいよう配慮すること。
ペアレント・トレーニング	発達障害者の親が、自分の子どもの行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方を学ぶための支援。
保育所	保護者が何らかの理由により、家庭で保育することができない児童を預かり、保育することを目的とする施設。
母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。母子の健康記録と保健指導の基礎となる。
【や・ヤ行】	
ユニバーサルデザイン	子ども、大人、障害のある人、高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。
要保護児童対策地域協議会	平成16年児童福祉法改正法において法的に位置づけられた、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に対し適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織。
【わ・ワ行】	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや、充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。 ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。 平成19年12月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。